

類聚産所式

114
344

239
4

Kodak Gray Scale

C
Y
M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

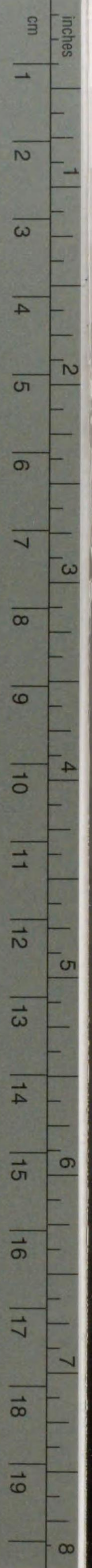
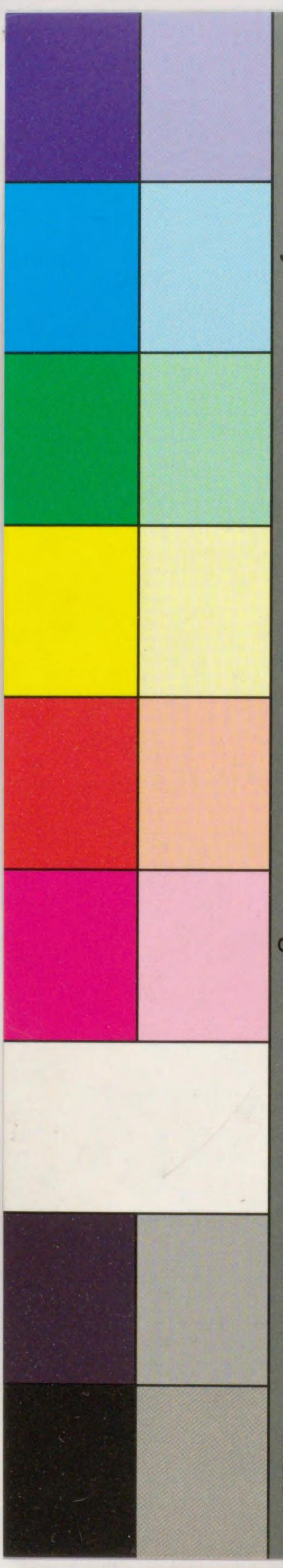
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



111
4
344

類聚產所式

元

新編 皇朝通志

本邦出産の式の大處理令の古式

の禮法を以て其の如き見方

を以て其の如き見方

を以て其の如き見方

を以て其の如き見方

を以て其の如き見方

を以て其の如き見方

を以て其の如き見方



類聚産所式自序

本邦出産の式ハ大遠理命の古式ふありひて中川

の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家

の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家

の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家

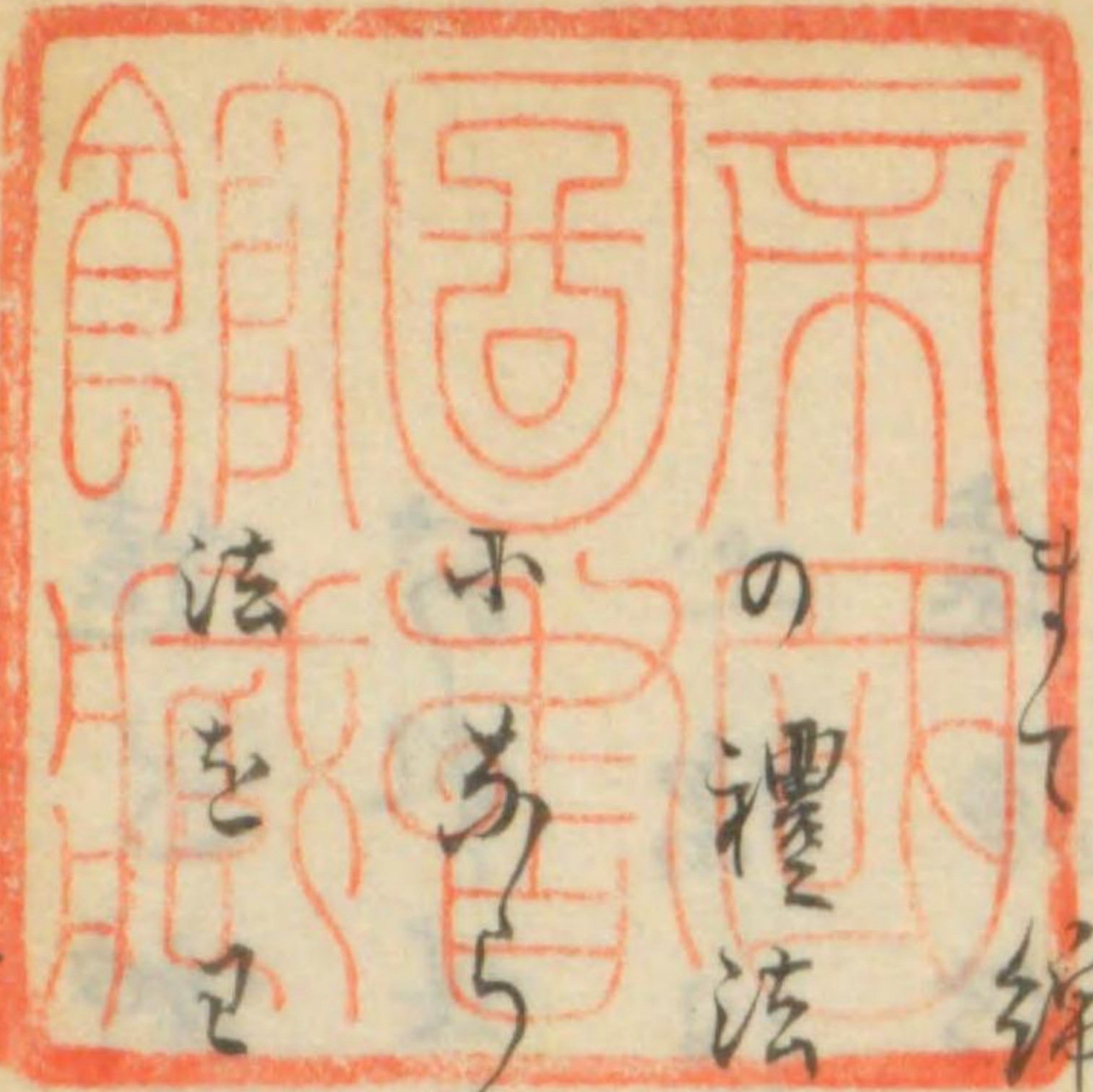
の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家

の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家

の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家

の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家

の禮法をも各定めて虎の匹の如き鬼方さへ陸陽家



九字五約叶ふとの付あり加之出所も西一くぬえ
セ唱歌ふどを唱ふもありて編て控後のありふ事
多し文明開化の世はハ一も名つとき常あり其他
ありてハ大張子の如きたりぬき紙弄物めきふも
遠く神代の古事を傳つて其源おそくハふも近かり
されもありしきを控ひ捨しきを抛て人倫の移ふれ
ハ急ふあすふときハ出使の法あり故に従来流名あり迂
遠の傳書ともを蒐集して子孫の爲小一日瞭然うら
しめんと云と云

明治廿五年八月廿二日

有任 齋識

凡例

出証の法式蒐集して終に四巻を元亨利貞と領せり
目録ハ一卷毎の首に奉
上代ハ質朴ありて諸事手敷せありしハ世出証
も今世云西洋家の法に似たり其一証を詢し述んと
す上代ハ侍子と云ものある方あり平外して平産を
る事ありありん中世ニ史して産侍子を工に出せ
しありる事の詞をも押して知る
天兒這子ふと云品も元末接物の遺製として陸陽家
にて振うるものありし

引目封も矢勢のひしきを賞をりて存し唯く或を
設るもを一唯佛家くさきこり云ハ邦國の風俗よ
遠七尺削去る

以上

類聚産所式 引書目

日本書紀

釋日本記

古事紀

古事記傳

類聚國史

百練抄

平家物語

平家評林

寶石類書

山摠記

薩戒記

音孺鑑

源氏物語

紫花物語

続世継物語

増鑑

水鑑

簾中舊記

貞丈雜記

統御產部類記

祝物飾忌式

女禮十冊書

神代卷纂疏

古事談

故事要略

康和御產部類記

草露傳

後怨草

產所法式

古實技要集

包結記

參考源平豐衰記

紫式部日記

玉海

長秋記

本草綱目

殿中日々記

女房仕付書

倭名抄

之成傳記

統日本記

統日本後紀

杖束畧記

令集解

產所諸用集

大八洲雜誌

極葦菜葉

產所墓目河村
誓真

下學集

三儀一統

日本後記

日本紀略

令義解

日中行幸

秋外間話

紫式部日記画卷

十畧圖

產所墓目記小笠原
元長

誕生門目法武內

引目之卷小笠原

座右書

射御持長記

圖本記

弓馬聞書

諸書常用抄

射手搦副記

四季草

畢

全聞書

產所式聞書

射御拾遺抄

軍陣聞書

射手方聞書

上賢抄

法量物異本

笠掛聞書

類聚產所式目錄

元之卷

一 懷妊

一 着帶纈帶和製

一 產所室禮 祈禱

一 產屋建

一 多產

一 乳母

裝飾方

一 產屋遷

類聚產所式 元之卷

東京 勲六等坂田諸遠閣

東京 松園有任齊編集

日本書紀神代伊弉諾尊伊弉册尊立於天浮檣之上中畧

及至產時先以淡洲為胞意所不快故名之曰淡路洲廼生

大日本日本此云耶麻豐秋津洲次生伊豫二名洲次生筑

紫洲次雙生隱岐洲與佐渡洲世人或雙生者象此也次生

越洲次生大洲次生吉備子洲由是始起大八洲國之號古

大事同記

釋日本紀私記云問何故謂此島為胞哉○答凡人之產

必有胞衣者也是初產之時先出者也今二神意謂自產

廣大之洲而不意之外先產小嶋故所深耻也既自所產

出不能黜弃之故假之為胞此猶人子之初生有其胞衣

故不寃兒數也又問名之淡路其意如何○答淡路猶言
吾耻也言吾初自謂必生珍子而今不意先生此惡子故
名之吾耻鴻也○又問二神邁合何故先生惡子哉○答
凡夫婦相親愛所生之子未必美好今陰陽二神一親相
愛故其子不好耳是先儒之說也

古事記 上 吾與汝軒迴逢是天之御柱而為美斗能麻具波
比 中畧 告其妹曰女人先言不良雖然久美度途 此四字 興
而生子水蛭子此子者入葦船而流去次生淡鴻是亦不入
子之數

古事記傳 四 水蛭子ハ上代ノ水蛭小似トシテ兒を以

一稱有リ 子を罵て 子是亦とも無くテ了ル 飲の似と
子と云リ又書紀小三歳脚程有之と云リ小依ハ子是
亦とも有リと弱くて凡て萎くとあり、似るを云
ふも多ク一水蛭ハ和名抄ノ本草云水蛭和名比流と
あり 契仲ハ云蛭ハ痺虫リ さて此市子の生坐ること書
紀の傳ハ甚く異リ一ヶ月、神の生坐り次ありて遠く
後也一書ハ此紀と同一又一書ハ先淡路傳次水蛭
兒あり 日本紀 竟寧天皇 獲得伊弉諾尊 大江朝經 奇小賀
多那理 志天 此市子と如此流去 湯閑ハ一ト水蛭
子あり故小惡トシテ棄トスル也 淡路ハ高津宮の

殿の大所教よ阿波志摩とある嶋也又万葉三卷小武
庫浦平榜轉小舟粟嶋矣背尔見乍乏小舟又四丹^{十六}比^丁
麻呂筑紫國へ小淡路乎過粟嶋乎背尔見管云々又七
下^三時の長教
十九小粟嶋尔許松将渡等思鞠赤石門浪未佐和束^{二十}
卷の騎也これらよ依よ淡路の西北の方不在嶋と兄
えりり仙覚抄よ淡波國屋嶋北去百步許有嶋名曰阿
波嶋とあり九卷^{十三}小粟小嶋とよめりも是あふ一
十五卷哥小安波之麻とよめり二首あれと其別
し^{十五}用防乃海よ有り^{十四}又書紀よ少名毘古那
神の淡嶋よ至て粟莖小彈れて常世郷よ出せりと
有ハ風土記よ依よ伯耆國相見郡よ在也此の淡嶋を
志摩國紀國あ^と云も東の安房國也と云も皆誤あり
又出雲風土記よ彼國の意宇郡よも粟嶋あり

さて此嶋ハ今昔所生之子不良と詠へるを以て思ふ
源氏物語帚亦卷よ凡彈を^し云ん^方ありと式部を
阿波采悪てゆ^し宜^し知^{らん}ことを^せと責^編へと
云々阿波采^と不^羽於^明石^を處^女是^角総^是宿^本卷^又
あ^ると^も紫^亦部^日記^あと^よも^も元^り而^ハあ^とも^あハ
活用^しと^も而^親の^神の^淡め^悪と^編ひ^し故^よ淡^嶋と
名^しあ^るし

多產

類聚國史

四五十

景行天皇二年春三月丙寅朔戊辰立播磨

稻日大郎姬

一曰稻日稚郎姬即此云異羅菟咩

為皇后生二男等一曰

大碓皇子等二曰小碓尊

一書云皇后生三男其大碓皇子

子小碓尊一日同胞而双生天皇異之則誥於碓故因號其

二王曰大碓小碓也

天武天皇四年十月庚寅相模國言高倉郡女人人生三男

文武天皇三年春正月壬午京職言林坊新羅女年久賣一

產二男二女賜絕五足綿五疋布十端稻五百束乳母一人

四年十一月壬寅大倭國葛上郡鴨君種賣一產二男一女

賜純四疋綿四屯布八端稻四百束乳母一人
慶雲元年六月乙丑河內國古市郡人高屋連藥女一產三
男賜純二疋綿二屯布四端
三年二月戊子山背國相樂郡女鴨首形名三產六兒初產
二男次產二女後產二男其初產二男有詔為大舍人
三月丙辰右京人日置須太賣一產三男賜衣糧并乳母
四年五月癸丑美濃國言村國連等志賣一產三女賜穀卅
斛乳母一人
元明天皇和銅元年三月庚申美濃國安八郡人國造千代
妻如是女一產三男給稻四百束乳母一人

四年七月戊寅山背國相樂郡狛部宿禰奈賣一產三男賜
絕二疋綿二屯布四端稻二百束乳母一人
七年五月癸丑土左國人物部宅虫咩一產三子賜穀卅斛
并乳母
元正天皇靈龜元年十一月己未常陸國久慈郡人占部師
蔭女一產三男給糧并乳母一人
三年六月己巳朔右京織言索姓仁斯一產三女賜衣糧并
乳母
聖武皇帝天平五年九月丁亥遠江國葦原郡人君子部真塩
女一產三男賜大稅二百束乳母一人

十八年正月庚辰右京人上部乙麻呂之妻大辛刀自賣一
產三女給正稅四百束

孝謙皇帝天平勝宝二年秋七月甲辰攝津國厩王大魚賣
參河海直玉依賣一產三兒並給正稅三百束乳母一人

四年七月甲子下總國穴太郎阿古賣一產二男二女賜糧
并乳母

廣^光仁天皇宝龜七年閏八月壬子丹後國與謝郡人采女部
宅刀自女一產三男賜稻及乳母糧料

十一年四月壬子左京人棕小長屋女一產三男賜乳母一
人并稻

桓武天皇天慶元年十月唐成下總國葛飾郡人孔玉部美
努久咩一產三兒賜乳母一人并糧

延曆廿五年六月甲辰參河國碧海郡人漢人部千倉賣一產
三子賜稻三百束

平城天皇大同二年三月辛卯相模國愛甲郡人物部國吉
女一產三男賜稻三百束

七月丙午近江國蒲生郡人秦刀自賣一產二男一女賜稻
三百束

十月丙寅相模國人大田部直守宅賣一產一男二女賜稻
三百束

嵯峨天皇弘仁十二年夏四月庚午常陸國筑波郡人三村部黑刀自產一男二女賜稻三百束

淳和天皇天長二年三月乙丑筑前國人舍人臣福長女產兒三人男一給正稅四百束

六年六月己巳因幡國高草郡人曾禰速廣刀自女產一男二女給正稅三百束充乳母一人三箇年糧料

十一月丙戌佐渡國人丸部若刀自賣產三男給正稅三百束乳母一人三箇年糧料

八年四月壬辰越前國人秦飯持女賜正稅三百束產三男也

九年九月己亥尾張國言上海部郡人山口忌寸目刀自賣給正稅稻三百束產三男也

仁明天皇養和元年二月甲午加賀國石川郡人財逆女一產三男給正稅三百束及乳母一人公糧令以育養

三年十一月癸巳因幡國八上郡人私部栗足女一產二男二女給正稅三百束及乳母一人公糧令以養育

十四年六月甲戌常陸國新治郡人三村部綿女一產二男一女賜正稅稻三百束乳母一人

八月己酉遠江國碓原郡人養黑成女一產二男一女賜正稅稻三百束及乳母一人

文德天皇仁壽三年五月庚戌太宰府上言壹岐嶋女子伴
部乃自賣孿生三男勅賜正稅三百束及乳母一人
清和天皇貞觀三年六月廿日癸亥伊勢國朝明郡人六人
部津根麻呂妻秦美豆岐一產三男賜稻三百束充乳母一
人三箇年間給以公糧

七年十二月九日丙辰河波國板野郡人百濟岑子女一產
三男給稻三百束乳母一人

十四年八月八日丙午備後國安那郡人安那豐吉賣一產

三男給稻三百束乳母一人三年之間給糧

百鍊抄十建久二年十月九日甲申七条等朱雀辺有異產事

女子三人

應神天皇降誕の辨 飯田武卿

大八洲雜誌九十六世小生さうしき學者とも昔より應神天
皇降誕の御事を種々論ふこと絶に中よハ折捨おり
きぬ妖言とも、及ぬりさう水と其説をこれハよくも古
典を鏡ぬよりの論ふれハ取とも是らぬ事乍ら彼輩の
為よ一言亦、正んとて仲哀天皇紀の八年乙卯九月の神の
御教言よ唯今皇后始之有胎其子有獲焉とあり文ハ此時
未し皇后は胎み玉ハぬ以前の事也今より神の皇后よ
御子を授け玉りんとこの託宣也されも有胎とよみ其子有
獲焉と後を諱しし御言と見し一同一語ありとも古事記
の御教覚ハ此國者坐汝余御腹之御子所知國者とありハ
己よ天皇崩御日後の御言ありハ日本紀ありとハ時異也

坐所履を訓むべき事もとりあらずさうハ何時頃より
胎み坐せると見奉らん其翌十月より十二月までハ
必懷妊志玉ふつき也カハ其明年九月庚辰當潤胎と云ハ
り不居えうれも前年十二月ハ己ハ懷妊一玉ハ一事明
らりあり(其れまでは未だ神の御上山の縁め定まりて
皇后ハは未だ御身ハ知一めさぬ秘の御事也)さて右小見
えし如く九月ハは御潤胎ハ當らせ玉ハとも其月より
十二月まで御産の延期一玉ハは是昂當時皇后御祈の
驗也(此御祈の驗あり事ハすつて神事あり何の終りあ
らん是も一も終る上代の歴史ハ記一あり神の御事ハ
も終るハ者ハ有りらん當時鎮懐石の御故事も何もこ
も徒事とありぬ)さて其年の十二月十四日ハ産れ玉

ハるより史ハ見うれハすつてハ十三箇月まで生れ玉ハ
る也十二三月まで子を生む事苦も今もめつ〜カ〜ぬ
と一二をいも〜大織冠傳ハ大臣在孕而十有二月乃誕と
あり又夢惣國師年譜ハ母平氏願生男子云々經十三日方
誕而母無所惱ともありカ、事ハ今も眼前ハ見事ハ
終るま〜き事を終るも尋常ハある事とハ云々らカつす
〜も生物知の學者ハと思ハあるものはあ〜も如く本居
翁も此御降誕の事を云ハられてこれを終り〜天下の人
の父も終る〜と云ハ〜と云云れ〜知言と申す〜
云々

平家物語治承二年の条六月一日小中宮市着常着けり
仁和寺市室守覚法親王以参内至て孔雀經の法を以て
以加持至天台座主首收法親王寺の長吏園慶法親王も
同くまわらせ給ひて墮生男子の法を修せられける
平家評林云そ色人の懐妊をある事大程を肖てある
事ありきしへり先女ふハ七歳よりして眉毫さうん
ふありききハ王髪のみハ十歳ありて天の陰精の水
氣を受任脈通して太衝の脈盛より月水始てある
故よりきより始てあるを妊む事五二十一よりして眉毫等
年よりある友より歯牙生してあがり二十八歳よりして筋

着常

平家物語治承二年の条六月一日小中宮市着常着けり
仁和寺市室守覚法親王以参内至て孔雀經の法を以て
以加持至天台座主首收法親王寺の長吏園慶法親王も
同くまわらせ給ひて墮生男子の法を修せられける
平家評林云そ色人の懐妊をある事大程を肖てある
事ありきしへり先女ふハ七歳よりして眉毫さうん
ふありききハ王髪のみハ十歳ありて天の陰精の水
氣を受任脈通して太衝の脈盛より月水始てある
故よりきより始てあるを妊む事五二十一よりして眉毫等
年よりある友より歯牙生してあがり二十八歳よりして筋

骨かくく髪長くのひ極て身體豊ふふ三十五歳は
して陽明の顔衰面をくめてかれ髪もぬけさあさ四
十二歳よりして三陽の脈上りてあさうく面さふかれ
て顔の色さふあひあし髪初て白くふさ四十九歳は
して任脈たふあさうく太衝の脈かく天の陰精をて
他の精通せんあさふ散りれてさうまうしてふあし男子
ハ八歳よりして腎氣衰へ髪ひ歯よりして十六歳より
て腎氣衰ふふり天の陰精をくけ精氣あふれ陰陽和
合さあふより子を生まに二十四歳よりして腎氣等平は
筋よりしてよりて力強あふ牙生して長し三十二歳より
て心陽骨豊ふ成肌肉満てさうあひ者四十七歳よりして

氣衰髪ぬけ齒うまをさあさ四十八歳よりして陽氣上り
あさうく一面りき後髭半白五十六歳よりして肝氣あさ
うへ筋自由より働り天の陰精をて精弱腎氣あさう
へ乳皆極さ六十四歳よりして齒落髪ぬけてあさ胃ハ
水を司立孫六腑の精をくけて是を養ふあさ立孫豊
ふして能深く通さうして六十四歳よりしてハ立孫皆衰
へ筋骨よりして天の陰精をて髪髭白くあり身體重く
して行歩心のまふあさうは男子は壯年より子ふ
し是即天地の道理也世理を以てさう時ハ人乃の懐
姓皆氣血廻り陰陽和合して立孫平あさう時ハ自然と
子を孕ふし然るに其あさうして是を神佛は祈と云

ともいへん天地の道理は男を生育て子を生育へけん
や胎の時を借る胎内の子の女を男を祈出さ
と云事あるは胎内の子の女を男を祈出さ
陽氣を司る時ハ男子を産むは胎内の子の女を男を祈出さ
を交て女子とすらむものをいへんを産むは胎内の子の女を男を祈出さ
と云事あるは胎内の子の女を男を祈出さ
れとも是ハ胎内の子を祈て女子を男子に成すハ
ハあらは譬愚鈍の女人ふれとも仏心を悟りし時
ハ忽ち男子の智も得る左も成すは男子と成す
と云事ハ八葉の女ハ成佛を遂げると云も即世
心也云々

百練抄^十寛元元年正月廿三日庚子天晴中宮御著帶^令
五^給闕白被進御帶權大進俊兼相具之向常住院僧正坊
被加持其後著御主上令結縁給權大夫実藤卿被問吉時
陰陽博士在盛朝臣参上次有大後宮主卜部兼躬修之其
後陰陽師又奉任御核 二月一日戊申春日祭中宮依御
著帶無御奉幣被行由御核 四月十五日辛酉賀茂祭也
近衛使左中將公藤朝臣勤仕之中宮使御著帶已後也仍
不被立之

百練抄^十宝治元年四月八日^中中宮御著帶御前相
國^氏許被進之内滿院僧正^静令加持給權大進資宣為御

使奉渡御衣上皇令結御帶給云云陰陽師内匠頭在盛朝
臣醫師典藥頭長忠朝臣卷仕亮顯朝朝臣奉行也相國作
次第給之院司勅解由次官高雅奉行之 十四日_中署中宮
御著帶之間不被立使也_{賀茂} 兼使也

貞丈雜記

祝儀の部

小常緒振故實應永世二年十月廿七日薩

戒記

云今日午刻

女房著帶_{日野兼勅解由山路於東面庇}

南間有此夏

甚方依也

先女房南面著座予_{中山定親}跪甚前右女房

取生帶

大精好帖帶也納管先是以

自緒方指入女房左袖中

女房取之

自小袖下付身引廻後自右袖出之予取之如元

納管次予又取布帶

如同

指入女房左袖中女房取之帶也

給云々次予退次有盃酌此事維冰本儀為後注付云々按
始ハ精好の帯を給以後布帯を志動しあり冰本儀と云
ハ如此事とを日記に記す及至其儀と云意也

寶石類書仙詔子之事

山摠記永萬二年七月十一日天晴午刻姪者着帶權少僧
都明玄護心賀茂在憲朝臣_{未カ}始每日解除今度目綱之主
稅助丹波予成就仙詔子籠帶内

東鑑 二 治承六年三月九日己卯御臺所御着帶也千葉外
常胤之妻依殊仰以子孫小太郎胤政為使獻御帶武衛奉
令結之給丹後為候陪膳

同 二十 建久三年四月二日癸卯甲刻御臺所御着帶御加持
安樂房阿闍梨御驗者顯學房也武藏守義信妻御帶持參
幕下令奉結之給今日以後每日可抽御座平安御祈禱之
由被仰鶴出供僧云々

同 九廿 天福二年三月一日今日御臺所御著帶也午射有其
儀

同 三廿 延應元年八月八日乙巳天霄風靜午射二棟御方軍將

家御御龜龜辨辨大宮大宮殿殿大納言大納言 御御着着帶帶也也御御加加持持岡岡崎崎僧僧正正成成源源

定定能能卿卿孫孫中中納納言言親親絲絲御御女女 御御後後大大膳膳權權大大夫夫雜雜範範朝朝臣臣依依為為密密儀儀於於御御所所不不被被行行云云

自自去去四四月月被被行行御御祈祈等等云云

同同二二十十建建長長四四年年十十月月三三日日甲甲寅寅天天晴晴午午刻刻相相州州室室家家令令著著

姓姓帶帶給給加加持持鶴鶴岡岡別別當當法法印印云云安安東東左左衛衛門門尉尉光光成成為為御御

使使持持向向御御常常於於彼彼雪雪下下本本坊坊云云

貞貞丈丈雜雜記記之之祝祝儀儀懷懷妊妊のの婦婦人人着着帯帯のの祝祝のの時時ハハ貴貴婦婦人人のの夫夫

帯帯をを自自身身取取てて給給ふふ事事古古例例也也簾簾中中舊舊記記ニニ云云帝帝産産所所のの事事

上上ささはは不不而而基基のの大大上上舊舊をを左左ししめめはは女女房房元元のの宮宮仕仕はは以以てて常常

以以てて祝祝ひひままははつつ祢祢のの以以祈祈ままてて三三のの以以ささりりつつききままおおりりはは

皇紀 皇極經世一 皇紀 皇極經世二 皇紀 皇極經世三 皇紀 皇極經世四 皇紀 皇極經世五 皇紀 皇極經世六 皇紀 皇極經世七 皇紀 皇極經世八 皇紀 皇極經世九 皇紀 皇極經世十 皇紀 皇極經世十一 皇紀 皇極經世十二 皇紀 皇極經世十三 皇紀 皇極經世十四 皇紀 皇極經世十五 皇紀 皇極經世十六 皇紀 皇極經世十七 皇紀 皇極經世十八 皇紀 皇極經世十九 皇紀 皇極經世二十 皇紀 皇極經世二十一 皇紀 皇極經世二十二 皇紀 皇極經世二十三 皇紀 皇極經世二十四 皇紀 皇極經世二十五 皇紀 皇極經世二十六 皇紀 皇極經世二十七 皇紀 皇極經世二十八 皇紀 皇極經世二十九 皇紀 皇極經世三十 皇紀 皇極經世三十一 皇紀 皇極經世三十二 皇紀 皇極經世三十三 皇紀 皇極經世三十四 皇紀 皇極經世三十五 皇紀 皇極經世三十六 皇紀 皇極經世三十七 皇紀 皇極經世三十八 皇紀 皇極經世三十九 皇紀 皇極經世四十 皇紀 皇極經世四十一 皇紀 皇極經世四十二 皇紀 皇極經世四十三 皇紀 皇極經世四十四 皇紀 皇極經世四十五 皇紀 皇極經世四十六 皇紀 皇極經世四十七 皇紀 皇極經世四十八 皇紀 皇極經世四十九 皇紀 皇極經世五十 皇紀 皇極經世五十一 皇紀 皇極經世五十二 皇紀 皇極經世五十三 皇紀 皇極經世五十四 皇紀 皇極經世五十五 皇紀 皇極經世五十六 皇紀 皇極經世五十七 皇紀 皇極經世五十八 皇紀 皇極經世五十九 皇紀 皇極經世六十 皇紀 皇極經世六十一 皇紀 皇極經世六十二 皇紀 皇極經世六十三 皇紀 皇極經世六十四 皇紀 皇極經世六十五 皇紀 皇極經世六十六 皇紀 皇極經世六十七 皇紀 皇極經世六十八 皇紀 皇極經世六十九 皇紀 皇極經世七十 皇紀 皇極經世七十一 皇紀 皇極經世七十二 皇紀 皇極經世七十三 皇紀 皇極經世七十四 皇紀 皇極經世七十五 皇紀 皇極經世七十六 皇紀 皇極經世七十七 皇紀 皇極經世七十八 皇紀 皇極經世七十九 皇紀 皇極經世八十 皇紀 皇極經世八十一 皇紀 皇極經世八十二 皇紀 皇極經世八十三 皇紀 皇極經世八十四 皇紀 皇極經世八十五 皇紀 皇極經世八十六 皇紀 皇極經世八十七 皇紀 皇極經世八十八 皇紀 皇極經世八十九 皇紀 皇極經世九十 皇紀 皇極經世九十一 皇紀 皇極經世九十二 皇紀 皇極經世九十三 皇紀 皇極經世九十四 皇紀 皇極經世九十五 皇紀 皇極經世九十六 皇紀 皇極經世九十七 皇紀 皇極經世九十八 皇紀 皇極經世九十九 皇紀 皇極經世一百

以以祈祈ささはは以以帯帯ぢぢききふふ糸糸ららせせららままいい云云々々のの時時のの事事也也上上

以以祈祈ささはは以以基基不不をを云云又又云云以以祈祈ててううけけのの毎毎々々ももああままはは以以祈祈

祈祈ささははのの大大上上舊舊のの帯帯糸糸ららせせらられれ云云々々懷懷妊妊をを云云々々以以祈祈妻妻

懐懐妊妊のの時時ハハ將將軍軍以以自自身身取取てて給給ふふ事事古古例例也也簾簾中中舊舊記記ニニ云云帝帝産産所所のの事事

源源氏氏物物語語のの事事本本中中君君いいととままづづううししととおおももひひ給給へへりりつつるる

ここのの志志了了ししままおおりりくくハハ公公ぐぐるるししるるももああららずずももややととぬぬ

るるりりれれ 法法抄抄よよここのの京京ハハ懷懷妊妊のの着着帯帯とと何何りり

産産所所法法式式のの傳傳書書懷懷妊妊ししてて五五ヶヶ月月ああるる時時着着帯帯也也

世世帯帯をを岩岩田田帯帯とと云云々々結結糸糸吉吉日日ををああららみみてて世世祝祝也也

同幸 弘長三年土
月十六日癸巳晴午
刻所息所所着
常所驗者大納言
僧正良基法服伴僧
二人大童子 醫師
等具之
言番頭丹波長
朝長布所陰陽
權頭政茂朝長
東宿曜師大支
法眼晴尊等也

家御龜羅大宮殿大納言 御着帶也御加持岡崎僧正 成源
定能御孫中納言親能御女

御後大膳權大夫雜範朝臣依密儀於御所不被行云々
自去四月被行御祈等云々

同 四十 建長四年十月三日甲寅天晴午刻相州室家令着
妊帶給加持鶴岡別當法印云々安東左衛門尉光成爲御

使持向御常於彼雪下本坊云々
負丈雜記之祝儀懐妊の婦人着常の祝の時ハ安婦人の夫

常を自刃取て孩ふ事古例也儀中舊記ニ云所産所の事
上さ法 而 卷の大上舊ををしめ所女房元所宮仕所常

所 祝ひるハ 一 杯の所 三の所 さりつきまありハ

所 所さ法 以 常ぢきふ糸らせらまハ 云々 是ハ室所將軍
さ法とハ 以 基不を云 又云法てりけの毎も糸きハ 以

所 所さ法の大上舊の常糸らせられ 云々 懐妊を云ハ 以 妾
懐妊の時ハ 將軍以 自刃取て孩ひて糸らせらる也

源氏物語 奉本中君いとまづりしとおもひ孩へりつ
こ 一の志るしよおろくハ公ぐるしよ 兄くてもやとぬ

る くれ 法抄よこ一の所ハ 懐妊の着常と何り
産所法式の伝書 懐妊して五ヶ月ある時着常也

世常を岩田常と云ハ 永云 結糸吉日を為らみて世祝五
居

中もど 帯結初る 祝の日 取方角を 將軍家よりハ 陰陽式
日 係らまて 吉日吉方 吉時を 考書付て 系らせり也 其の
書多し 歟を 勘文と云ふ 勘文ハ かんりハ 証多し 日ハ 以
祝あり也 和より 鬼宿より 何の日より 吉りを 心
まけせよ 用也

此帯をハ 是て 尋ニ 調て 護持信ニ 加持させり也 將軍家
より 聖護院 青蓮院 等と 加持し 系らせ 以て 此帯
を きぬの ちんつみ 包て 葛草より 持せて 仔細也
以使と 護持信の 系り 加持させ 申也

常調根ハ 言位の 取方ハ 白綾也 約れとも 將軍家より 以

佳例より 白き 縮と 白き 布と 二色を 用らま 也 縮ハ 以
祝の日 用られ 布ハ 帯より 用らま 也 平人ハ 必布を 用
し とも 纏五ニ 帯の たる み根ハ 長さ 八尺 たる ハ 一 幅
より 二 両方の たる 中ニ 折又 其こと 二 両方より 中ニ
折 及 して 二 折也 扱 三ツ 折より 二 五折
世帯を 進する ぬ 其家の ある 一の 殿より 系らせら
る 也 將軍家より 以 基取の 以 帯ハ 公方より 系らせ
らる 也 又 以て つけの 帯をハ 大上 籍より 系らせらる
る 也 已より 一も 是より 進する

一 族の 流る 系らせらる 事ありハ 二 節也

三節も常の帯を造物よきも如く檀紙帯とよ包て基
よ振て糸あす一也帯のまの帯の帯の包振ハ
折取よりハる事ありよそく帯をハ包振一いつりら
の家よてハ包よ所及基よものせて度あよ振一
包の上ハ白紅の水引みて結水引のまハ人の右也
片よあよ結取一包の上書付ハ帯に持者別て造上よ
至如ハ又一節を造上あらハ度あよ
帯を持糸一結て糸あす一き人ハ其あくの造代よて

志りもまき家長夫婦の扱也將軍家よてハ仔細ちま扱
の扱也こく一もてもまよ准を一若まき家長の内
お愿の者もあくハ造代の内よてま扱搦子孫祭昌の人

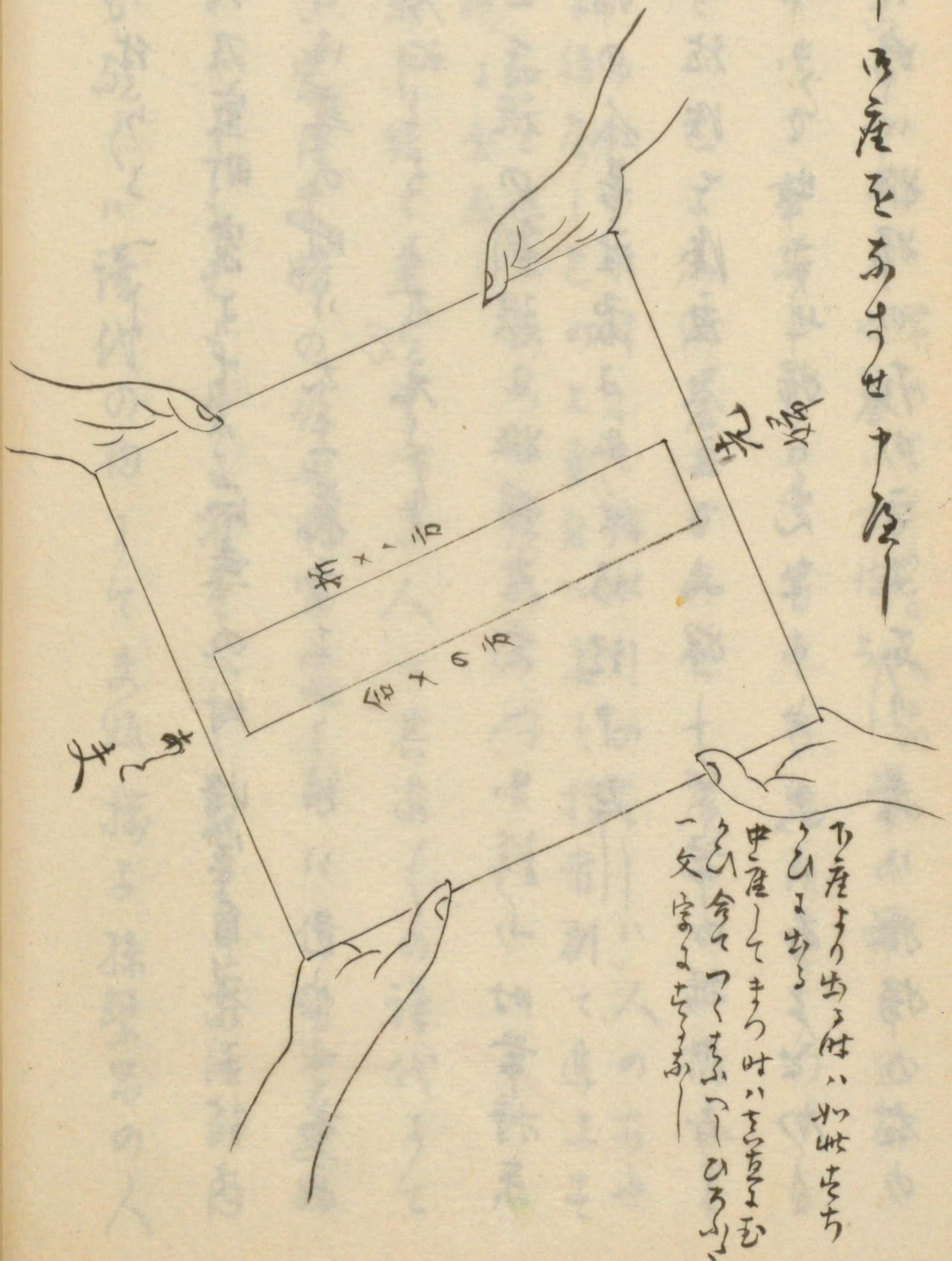
又此扱を中付らる一

亦云彌合及室町家よてハ正妻の時將軍自身よ結て
造せらまは妾の時ハ大上篇方よて結ハま一由前よ
考ある考証ともよを元より

祝の日よ至て祝の刻限よ粧婦産あへ出給し時帯持糸
ま一ま夫婦の人其産あよ出ては経中居一

右の如くは経中居て産を立て夫婦一帯の振りあ
度あよをりまてあよせ婦ハ先をりま夫ハあよをか
ま一結れハ婦ハ粧婦の左の方よあり夫ハ粧婦の右の
方よあよ右の如く昇あては産一まよ中産一てつく

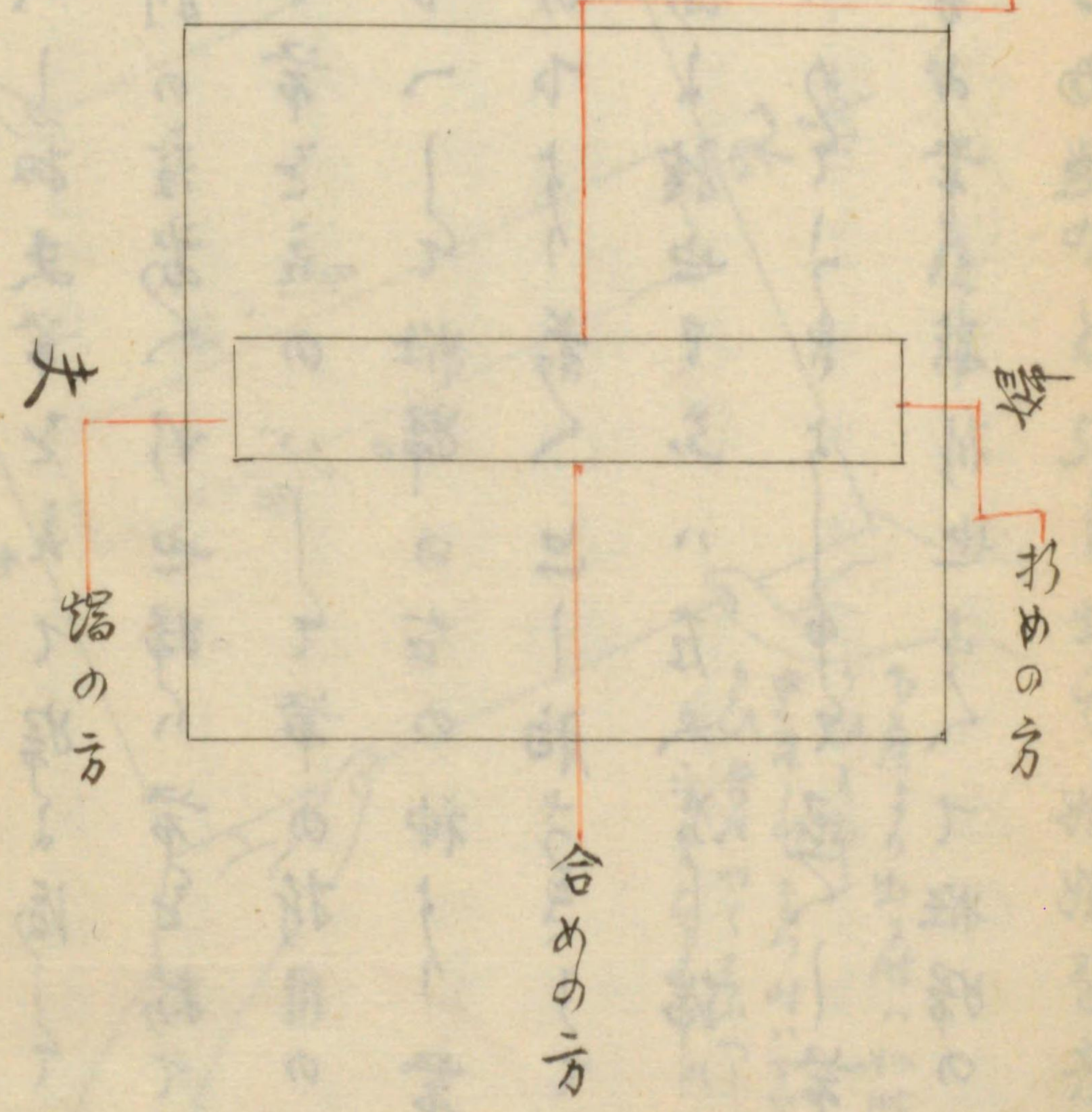
ちひて結時大上帯又ハはめめのとあてあて
 よ向ハセ中腰産をあうせし
 姓婦を去方



中腰よりあう時ハはせはち
 中腰してまう時ハはせはち
 一文字よとあ

右の如く音方よむりひ
 えて姓婦の口前よ垂
 廣婦よをきて退き
 婦のたのそを
 を上よふし今せめを
 通し後よと
 結して其余りを片
 一ふして結
 折目を上へ
 ひハ男子の如く

幸而を將軍家よりつくり
 帯を給ひありしは是古創也
 巻中四紀より三えり東山殿
 の付よハ物々之後ハ各代と
 してめりき人の妻は結せ
 られりあり



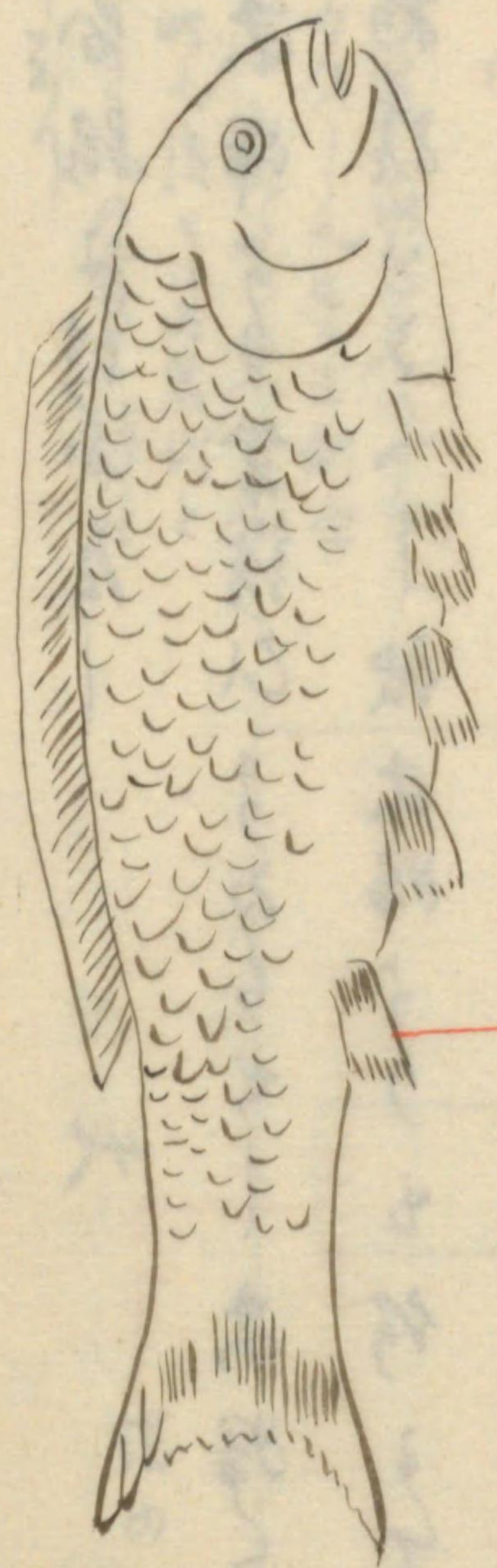
右の如く儀式終りて手懸式ニ就セむおの祝者一
 家くの分限ニ随ふ也

主人は夫婦より帯結ひまゐらせし夫婦は
 引出物給ひし一被夫婦より何れも進上り
 將軍家より右付勢也一は右刀給り世方より
 右刀進上り也

右置き下奉式ニ就終初就所て取工取一列の
 右置きを
 是れして其の置を右下奉式ハ但定り
 時宜よりく

着幸より産居の祝言しとる上鹿下人可心
 奉解不

限行魚もてもふとぐめのちれまおらすつくりの京都
 りて其多め一有世云れを貴院地云れちれとも叶よ
 りつき也世云れを狐尾の近くよりちれ也をきさ
 のちれとも云子とくめのちれを忘事ハちを止ると云
 をいにてあり



子少くめのちれとハ是也

小笠原流傳書古実振要集に懐妊着帯作法の事
 婦人月水止りて五ヶ月めよ帯を懐妊着帯の袷
 と云也世帯奉式を御の母より娘の方へ持者を添て給
 りもの也又子孫繁昌の老女より袷奉事も有り仕初
 作法婦人其日の玉女の方へ向夫を袷袂の方へ向夫帯
 を左懐中して左の神より帯先を出し女房の右の方へ
 袷を交え結初よ是ハ尚坐の祝弔申あて袷ひ終れ
 ハ其帯を嗜て玉産後よ加よ小袖よ用す也
 回寸尺仕立袷の事尚流りての白絹長廿八尺よして二
 節をよ仕立袷二節とも豎よ四ツよ疊白糸よて七女

三よくけ糸のえ末を石縫ふに扱核よ五ツ折よして一
 筋ッ、帯包よ入水引よて結核者を割て結了也目録よ
 認るとも上書よるとも 纒帯二筋又二むよひと書也
 同祝の作法の事 着帯の祝矣終りて夫婦着坐の如く
 と婦よお残よして香の子取の條一重ツ、振了也一重
 の内色の條を交男の方へハ色條を上白條を下よ急
 女の方へハ白條を上色條を下よ振了也上の條を小く
 左へ一ハ色條振了よ返よて無祓儀手へ引也跡ハ難煮ニ
 就少一夫婦至事あり也其後家老局へも併了る事也
 たりなり

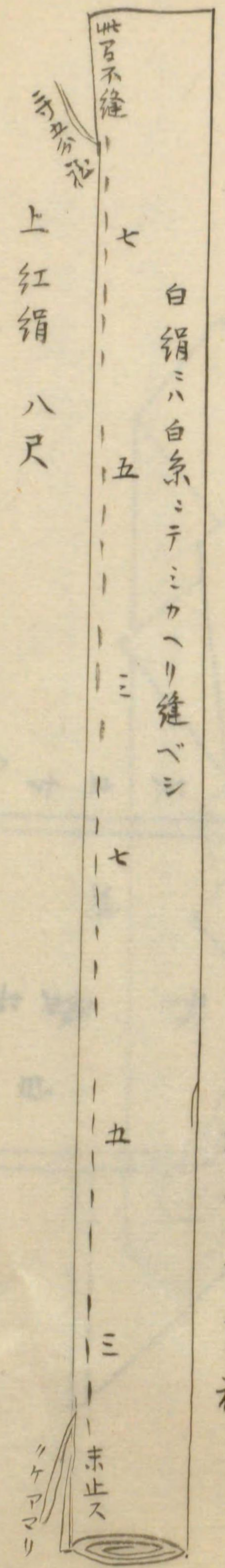
纒帯調進扱

嘉永六年先師大脇
 傍觀して記ス

爲調進セリル茲を

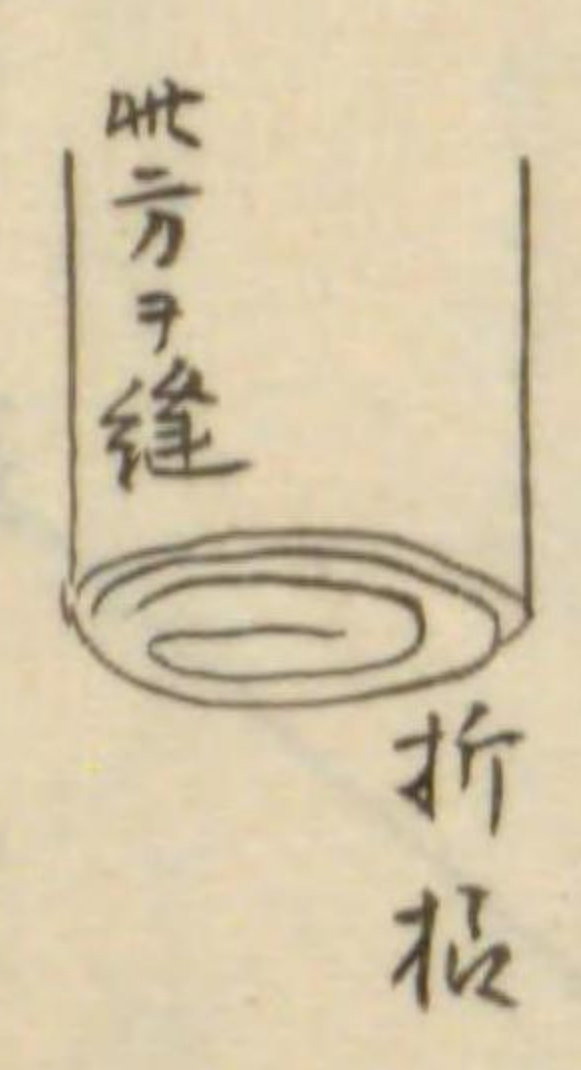
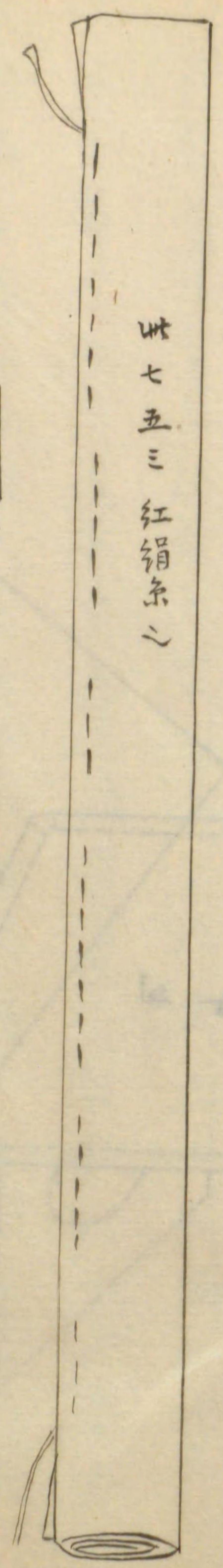
上白絹生 長八尺

中五ツよ五折上ニ寸五分程



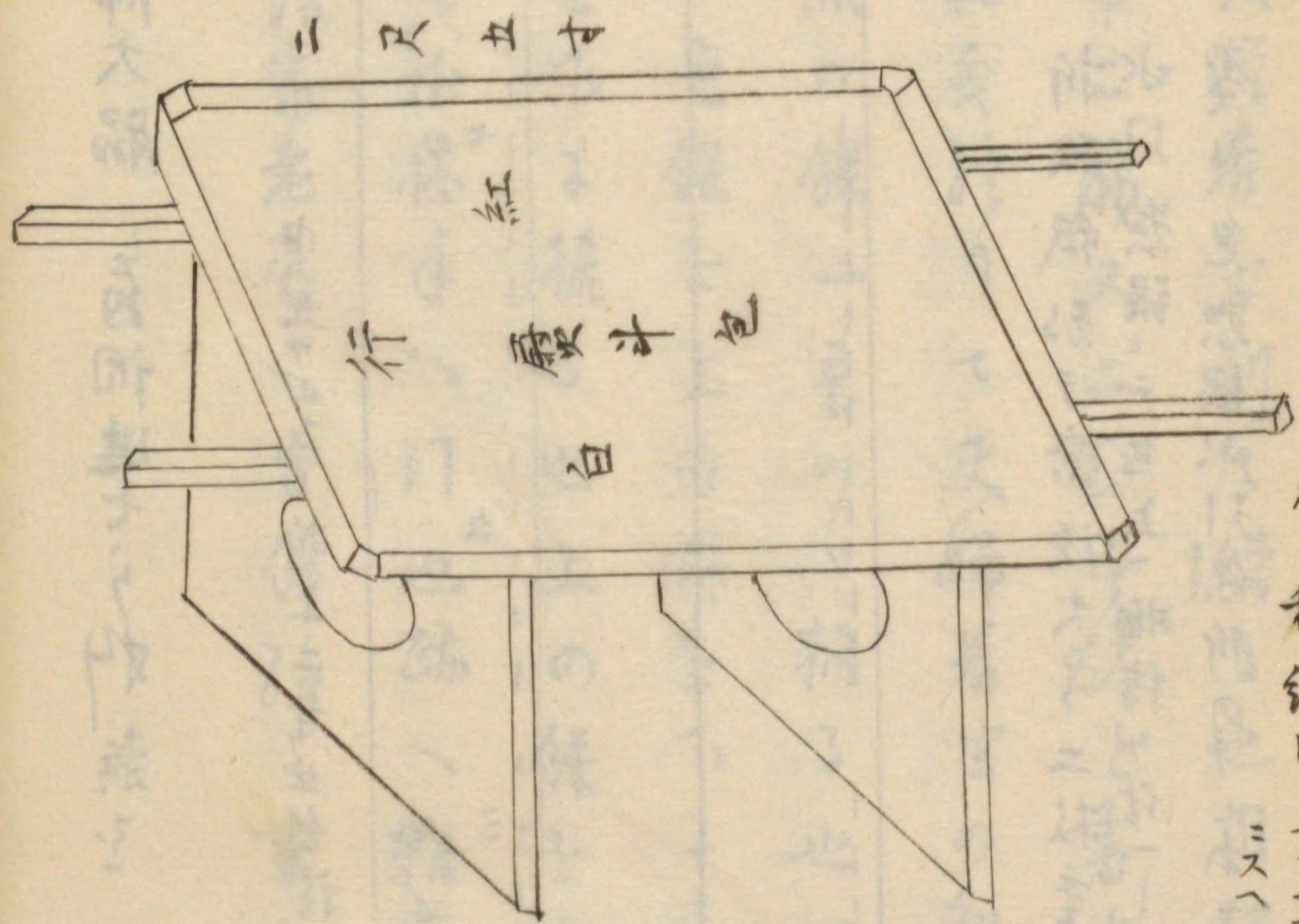
上紅絹 八尺

此七五三 紅絹糸ニ



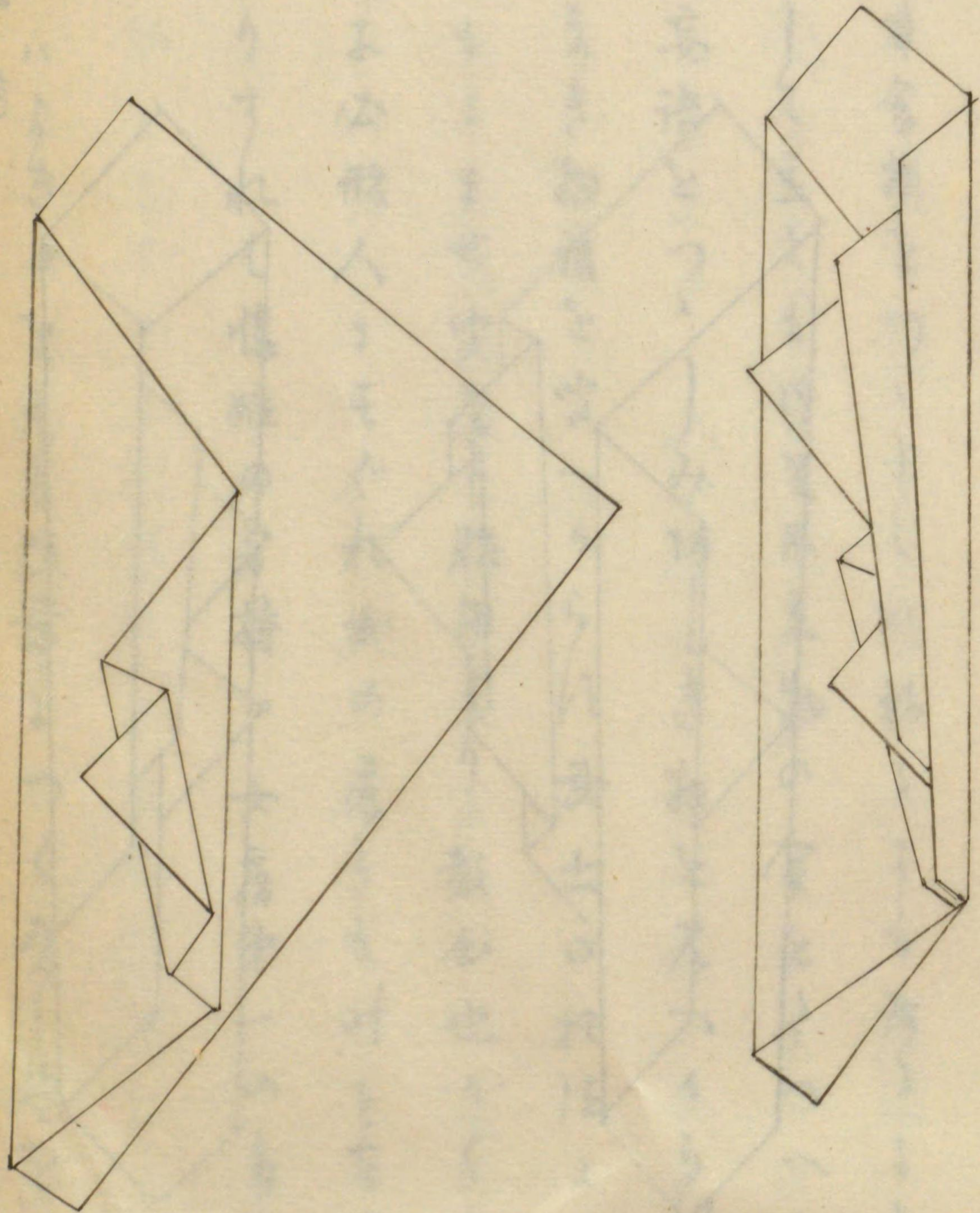
折取紙初テ奈須大ニ二枚重
 水引惣銀ニテ包上ハ梅結ヲ付一
 度斗包惣銀水引保折の七本入

纈帶載臺

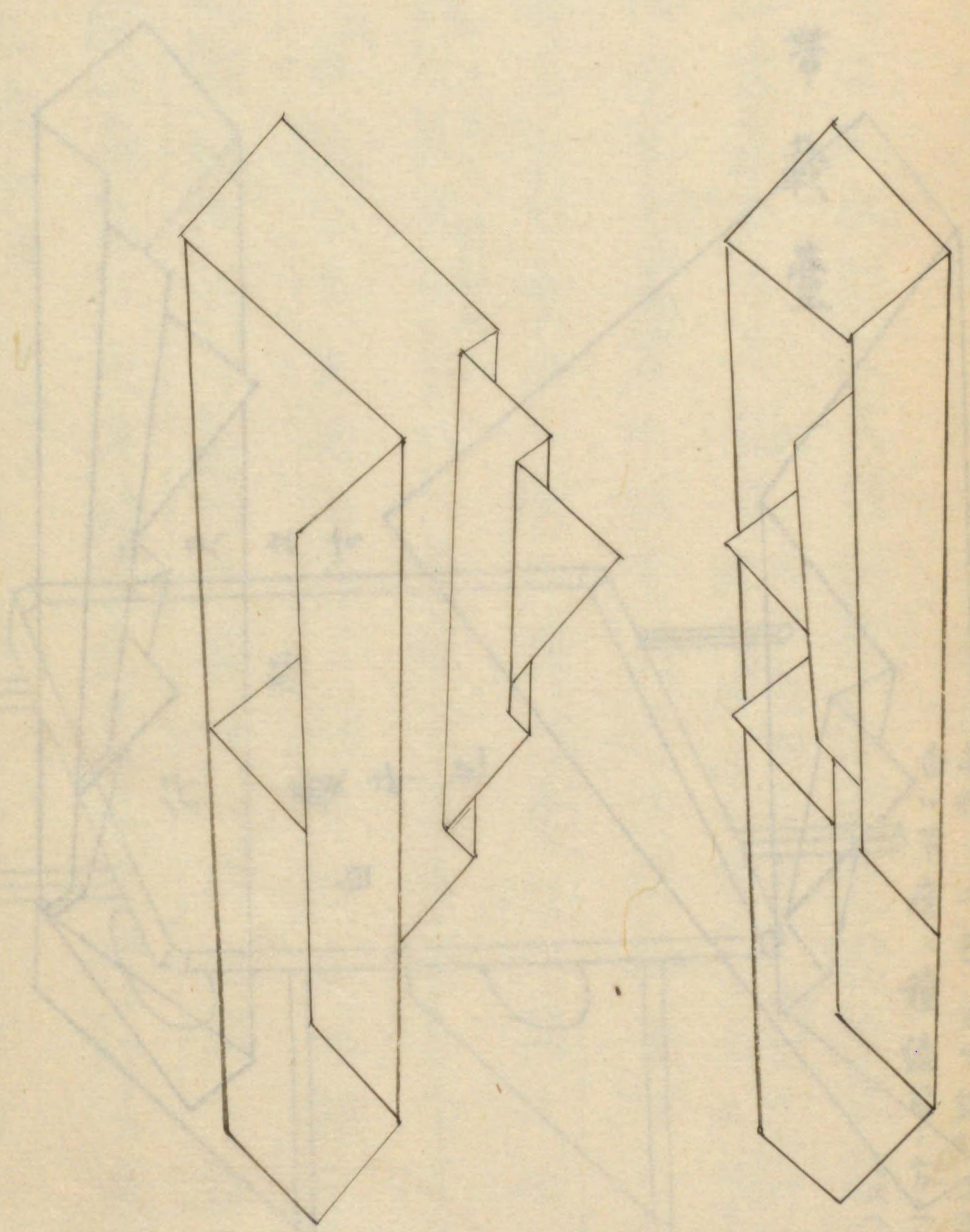


折取ニ二包ニシテ紅ハ上座
白ハ下座ニ積縁目ハ方上座
ニスヘシ

纈帶包



行鬘斗色



女禮十冊の書小産所の次第

懐妊身持の事食おとつゝい編る事も所る事も序
よらぬ板よして立とも序足不立物の命をうつへりら
れはよ悪口妄語とつゝいみ阿きおを足つゝらぬあ
しき声さちなきお語とせつゝらぬ武士の礼法よりふ
ひつゝ事ともよませはる胎内より教ふ也りく多し
あむ人を甚ふ必形人よとぐれ武の道も叶と古き文
ももさるゝりすれを懐妊の身持ハ女房才一の多し赤
みあり
五ヶ月めよハよき口をえらひ帯よつくをい

まゝ常の祝と云ふ本式ハ岳乳母の方より祠へ送る作
法あれとも時よりて子孫繁昌の老女を頼くものへ
送る事あり

生絹のきぬをハスつゝよつき又ハ五ツよつゝみ三針
さし又七五三ハ雁糸の本末を不為して二篇仕立紙
ハ包函者とそへるもの也

常衣の方角の事常衣の人と玉女の方へ向てせそのま
ま神へむりひ帯を五志をむすぶをしく女房の右の袖
へ酒をうけながら結うて式三献まで祝ふ也是ハ
高分仕初るまての祝ひに著帯して右袂前へ集るハ

ら

去日の事甲子戌乙丑丙午戌つちのへ子戌庚戌子辛の
酉以内を用たり大吉日也

時忠卿北方仲典侍殿御乳持小参給へり此女房中山
中納言顯房卿ノ女ナリ法皇ハ新熊野へ御参詣有へキ
ニテ兼テ御車ヲ門外ニ立サセ給ヒ急キ御出有ケリ即
新熊野ニテ移花進セサセ給ケリ入道殿ヨリ御父有ト
テ是ヲ捧ケ披テ敷覧アリ沙金千両富士ノ綿千両ノ送
文ナリ御布施ト覺タリ最便無ク有ケル法皇ハ被送文
ヲ後サマヘ投捨テ嗚呼驗者シテモ身一ハスクヘカリ
ケリト仰有ケリ中畧抑此御産ノ時様々ノ事共有ケリ
目出タカリシ事ハ太上法皇ノ御加持浅マシカリシ事
ハ太政入道ノアキレ様忘々シカリシ事ハ入道ト二位

殿ト注^{ナキ}給ヘル事優ナリシ事ハ小松大臣ノ有様本意ナ
カリシ事ハ右大将ノ籠居アヤシカリシ事ハ龜ヲ北御
壺ニ落シテ取上テ又南へ落シ直シタリシ事皇子御誕
生ニハ南へコソ落スニ聞誤タリケルニヤ希代ノ勝^{イ珍}事
トソ私語ケルオカシカリシ事ハ陰陽頭安部晴明カ千
度ノ御拔勤テ大織持テ参ケルカ左ノ履ヲ踏ヌカレテ
其ヲトテシクトスル程ニ冠ヲサヘ突落サレタリケレ
共餘ノ念々ニ周章ツ、其ヲモ知ヌ花ヤカニ装束シタ
ル者カモト、リ放チテサハカリノ御前へ墜^ヒ口ニ気色
シテ出タリケル事サシモノ御大事ノ中ニ堂上堂下女

房男房腸ヲ断ケリ堪サル者ハ潤處ニ逃入人モアリ

神代卷纂疏曰取他婦人者内則曰擇於諸母與可者必求其寬裕慈惠温良恭敬慎而寡言者使為子師其次為慈母其次保母皆居子室今取乳母等亦可擇有婦德者乳母謂以乳哺兒者云々養子之道母自乳者是礼也然後世或亦有用他婦故舉其始也

産所室禮作法

榮花物語

これつ

一室の行事を九月よりそ何毎らせ給へ

らと八月ふと何るは祈とも何まとも又されさへきとも

ありはか、了法事を月口々き里何るはさ也あと思え

給ふ人ともあれさけよもと是しめさるはと近うあら

せ給ふまゝふは祈とも敷をつくりなり五右衛門の法修

法おとあませ給まよ其法又志とひてのありまき

はともさはりりらそハとさるより観音院の信正人の

伴信と里くうて法如持まあり給ふまゝのあま文殿まで

とあさはく子志の川くそれより集りちうひあつまる

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

而と信教のうらまへありてを考へる僧のうらみふくま
りてくる内ともさすうふめしてらるるものうらむ
しゆ急しくしきからまるともをいつる本を石をりけつ
りたりの内ともさすうふみやらるる、公ちして哀あり
心誓阿闍梨ハ軍院利の法ありし者哀きうり清徳阿
闍梨ハ大威徳をう履りひてこしをかくめうり仁和寺
の僧正を孔雀座の住持法ありしひ給ひとくくと来り
りそれをおもあけてぬきまゝみえりまゝけあそ
ろしき事を物とも似たりりる心よりらん人ハ誤り
ぬへきゆちしむねとくかく云わるとは八月廿余日の

ほとよりハ上達部殿上人さうつきハこれ重宿りちよ
てそしゆのうらまへのすのこしゆと教ありとゆうる、ねを
つゝありとそそしゆとねき公をさへハ読経あらそひ
今松亭とも産をあらせあとしつゝ福し給ふもをりし
うきうゆある折ハまの太史信在の事在中納房友を請
習みのし改めおあとししてあまひ給ふそれハ中しゆに
たりしうてあまねきハおめうらうもさすうふ心
くふしゆへらうき物あまうせ給ひて人よくまゝせ
給ふ以前より大と里ともをわてうゆくの試さすせ
給ふかゝるおとよ九月もありぬ十月のぬ日もあ

くまてちよとこ免多る悔りきの業とも切末をうりよ
このもしききききあるおふらなより取合ちあやましけ
よおましちししハお申まうまうりりしりまししき
まてのししし十の石のくとまらふ白き石特ようつら
せ給ひ其は志つらひりま海殿よりましあなり君達也
位五位立さまきそは几帳のりこひらけりへり多
みあともてささきまらるなりといとささりし一口くれ
しけまてくらま^ませ給ふはおのけともさうましくまうつ
しあ所うま^まか持しりのりし日比殿の中よそこら
さふらひつる倍ハさうまもいまん山と寺との倍がし

もあましあるおとあひまるとまきこしめすをハ残らぬ
あつぬめしあつぬめうりぬまハいとくおほつくれくい
あれハつとおれしめしと年ころりやうのまもあれ
あり多る女房とも一ハ奉まてまれりはおのけあのく
屋敷をつあねつ、験者ともあつりま^まハか持しり
ありさけひあひうり其程のかけハ悔しおささう
さおしをうりししらうひもうくてまぬりとあやしお
事よあそちしうおわしといとゆしきまて殿のたま
ハあししつ、けさせ給ておのちきれは病をお拭く片
まれくもてあすせ給ふかしおの公あうとるあられを

ハ皆ふふあつりお好し居あれと雨くさせ給ふやう
まふと申あて心の云さしよろしらせ給年頃の如しれ
うち皆は茶ちううさふらぬいすハいりおくとまうき
其の人心をまとりて元志のひあくぬううひ多うま
法性寺の院深信郎に教書よみ法花經世よれひらすり
給し事ふとふくく中つ、けり毎のり陰陽原とて
世よまうきまめあつめつ、八百より川の神も耳ぬ
まうてぬハあらしとみときこゆは補強の使ともまき
まき善しそ後もあけぬまては戒まさせ給本とふとを
いとゆ、し、く、ぬ、まといる殿のおそつて法花經念し

まらせ給何事よりまこのちしくめてうしいうくまら
きてういらりあささせ給つそらひろき殿の中あ
信そく上下いあひとつのは事のまらしきよぬりつく
はとちとあひやうし下界寛弘五年上東后院御産
紫式部日記^上まいよりもあやうしきほけしきよあひ
しませハは加持とも、まあううとあうささりしき
ちしそりりぬ人のよへハつを福よかりて志ましと
ひしちと福よけりお中まうまよりさまきまてのし
る十日のまらぬのくとするふは志つらひうハる向き
は帳よりつらせ給後よりまめなりてきんうう四程

此位とも立強きては丁のうらひらうけはましともも
てちり少秘りとさるし日云とひいと心もとあけよ
託臥くらさせ給ひつは物のけともかりうつしかきま
あくさるき置る月了らるらうらうらひつるとのの中
の信をハさらもいもは山々寺々を尋て獲者といふ
りきまハ殊りあくまありつとひえよの佛もいふあり
きり強らんとあひやらう陰陽師とせせうあるうきま
をあつめて八百万の神も耳振立ぬハあらしとこ也き
こ也所誦經の使立強きうらう其夜もあけぬは丁の東
面ハうらの女唐糸りつとひてさうらぬ西ハはお怪

うつりあふ人ハは履風ひとあらひをいさつ不あく
ちよハ本丁を立つ、強者あつりまうのしりまあり
南ハハやんまれき信正信助りやうなりあて不動尊のい
き強へるうちをよすひりてあらうつへるあのみ
うちみ声にふりれらうりほまといこしきら也
北のほぶしとほ丁とのをさう復いとせまき而とも四
十よ人も後まかそふれハあうりけるいさハうあしら
きもせられは舞ありまてものそあうくぬやい戸さそ
うりまあふ人ハハ中こあこめられは裳のうそまぬの
袖やつらんうともあらはさうくまおとれあとい思ひ

てあきまふ十一日のあつつきよ山のひさうし二戸
をふちてひさしおうつらせ給ふ所等あともえりけあ
へぬをほ本丁をおしりさ給ておひしませ信正きやうて
やしそづるむそし給あしあうひてか持まある院
源そづづきのふ金書給しは新書よいこしきことしも
書くいへてよみあけつてきつてその整の表またうと
くしのもしけあしとらきまあきあとのううへうちそ
つて佛福んしきとを給ふるとのあのもしくさうとも
とハあひあうらいこしううあしあふ人々河をえりし
あへん給しうかうあとかくこまりひあうらそえせ

きあつさりけり人けおぬくそみてハいしそしあちも
くましうおひしまきらんそと南東あもてよあせ給
ふてさうつきまきまこの二書のゆとまハさうらあと
のいしそ給はと掌おのえ因能の余ぬは本帳のうちま
仁和寺のそうつつ君三井寺の内ぐの君もあいましう
とのいしうら川まのいしらせ給ふは声よ信も消もれて
おとせぬやうせいよ一さよあしよ人々大細云の君こ
少羽の君ふのありし衆の内侍中務の君うゆふの余ぬ
大式部のおもと殿のせんじよいと年へうう人々のか
きまみて心をばとりしうけしきともあつと理りあ

るよまど尼きりあきく^レ何どあけまを多くひねりい
しとゆゑと川よある也又世う^レろのきいよとてさる
ル丁の外は田代のうみの中勢のめのと姫君の少御
のめのとりとひめ君のこしきふのめのとあとおし
まきてほ帳ふけく^レう^レらのあを道にえ人もとあらん
ぢぢがひこ^レろく人^レハ其教ふとも尼^レ日^レ水^レの
の^レを^レ掌^レお^レの中^レお^レ 善隆 源経の^レか^レお^レ 源経 源雅あ^レと^レを^レハ^レら
る^レむ^レり^レを^レ左^レ掌^レお^レの中^レお^レ 源経 高の^レ大^レ夫^レ 中宮大夫あ^レと
例^レハ^レけ^レと^レあ^レき^レ人^レと^レさ^レく^レは^レあ^レ丁^レの^レう^レみ^レより^レとも^レす^レれ^レハ
の^レぞ^レき^レつ^レとも^レれ^レあ^レる^レめ^レとも^レを^レえ^レぬ^レる^レも^レよ^レろ^レ川^レを^レあ^レり

すれより^レり^レく^レき^レま^レハ ウチマキ 教来^レを^レ雪^レの^レや^レに^レふ^レ里^レか^レり
あ^レし^レあ^レぬ^レみ^レあ^レる^レき^レぬ^レの^レり^レふ^レ兄^レら^レる^レし^レう^レ里^レけん^レと^レ援
ま^レを^レり^レし^レき^レは^レり^レ、^レき^レの^レは^レく^レし^レあ^レろ^レし^レなり^レは^レり^レむ
言^レう^レけ^レさ^レや^レなり^レ終^レふ^レと^レく^レ進^レあ^レと^レひ^レこ^レる^レく^レち^レよ^レこ
ハ^レい^レく^レあ^レる^レも^レく^レあ^レさ^レあ^レし^レう^レう^レあ^レし^レき^レよ^レあ^レい^レら^レり^レよ^レせ
させ^レ終^レて^レの^レち^レの^レを^レま^レこ^レし^レあ^レな^レと^レき^レま^レう^レ里^レひ^レろ^レき^レも^レや
の^レ南^レの^レひ^レさ^レし^レか^レう^レら^レん^レの^レな^レと^レま^レて^レま^レく^レみ^レこ^レる^レ借^レも^レ借
も^レい^レふ^レひ^レと^レり^レと^レり^レみて^レぬ^レり^レを^レつ^レく^レあ^レお^レま^レて^レあ^レる^レ人
こ^レハ^レ殿^レ上^レ人^レよ^レま^レし^レま^レう^レる^レや^レう^レて^レこ^レ中^レお^レの^レ表^レの^レた^レた
中^レお^レ 定頼よ^レえ^レあ^レを^レせ^レて^レあ^レき^レれ^レう^レり^レし^レあ^レを^レあ^レる^レ人^レ

云出て第^一の^一条^一也

古事談^一正道^一の上^一東門院^一被^一奉^一生^一後^一一條院^一内^一産^一之^一時^一事

外^一有^一煩^一ケ^一レ^一ハ^一入^一道^一殿^一サ^一ハ^一カ^一セ^一給^一テ^一自^一御^一祈^一令^一走^一出^一給^一テ^一御

産^一事^一外^一令^一流^一給^一コ^一ハ^一イ^一カ^一バ^一ス^一ヘ^一キ^一御^一誦^一經^一ナ^一ト^一カ^一サ^一ネ^一テ

可^一行^一也^一ト^一被^一仰^一之^一間^一御^一言^一未^一了^一ニ^一有^一國^一申^一云^一御^一産^一ハ^一已^一成^一候

ヌ^一ル^一也^一不^一可^一及^一重^一御^一誦^一經^一ト^一申^一程^一女^一房^一走^一参^一テ^一御^一産^一已^一成^一候

ヌ^一ト^一申^一ケ^一リ^一事^一落^一居^一之^一間^一有^一國^一ヲ^一召^一テ^一イ^一カ^一ニ^一シ^一テ^一御^一産^一成

ヌ^一ト^一ハ^一知^一ツ^一ル^一ツ^一ト^一御^一尋^一アリ^一ケ^一レ^一ハ^一御^一障^一子^一ヲ^一引^一ア^一ケ^一テ

出^一給^一ツ^一レ^一ハ^一障^一子^一ハ^一子^一ヲ^一障^一ト^一書^一ク^一候^一ニ^一廣^一ア^一キ^一候^一ヌ^一レ^一ハ

御^一産^一成^一候^一ヌ^一ト^一存^一候^一ワ^一ル^一也^一ト^一申^一ケ^一リ

増^一鏡^一の^一言^一也^一ニ^一中^一堂^一ハ^一い^一つ^一り^一づ^一あ^一ら^一に^一お^一ハ^一し^一後

六^一月^一ニ^一あ^一り^一テ^一そ^一の^一布^一と^一近^一け^一ま^一ハ^一十^一三^一社^一の^一ほ^一う^一ハ^一い^一勅

使^一立^一ら^一る^一日^一以^一の^一祈^一よ^一う^一ち^一そ^一ハ^一世^一の^一中^一也^一り^一さ^一じ^一ぐ

六^一日^一よ^一り^一七^一佛^一葉^一原^一五^一壇^一の^一み^一ハ^一不^一あ^一と^一も^一し^一ま^一る^一中^一壇^一ハ

横^一井^一の^一宮^一 覚^一仁^一法^一親^一王^一后^一鳥^一羽^一院^一の^一子^一 諸^一門^一跡^一簿^一云^一田^一沼^一院^一奉^一号^一吏^一三^一山^一檢^一校^一 つ^一と^一め^一さ

せ^一給^一今^一出^一川^一の^一お^一と^一ハ^一よ^一あ^一ま^一し^一ま^一せ^一む^一匠^一家^一の^一殿^一系^一絶^一流

竹^一ひ^一給^一六^一月^一十^一日^一の^一あ^一け^一不^一の^一あり^一そ^一の^一あ^一け^一し^一き^一あ^一れ^一を

殿^一の^一う^一ち^一立^一さ^一わ^一ぐ^一白^一き^一ほ^一よ^一そ^一ひ^一ニ^一あ^一ら^一う^一め^一テ^一も^一や^一よ

う^一つ^一ら^一せ^一給^一天^一下^一の^一、^一し^一り^一さ^一ち^一て^一馬^一車^一を^一し^一呈^一ち^一が^一ふ^一さ

ま^一い^一と^一こ^一ち^一多^一し^一ち^一より^一も^一使^一ひ^一ま^一り^一わ^一ら^一ぬ^一御^一馬

よて雨のあしよりも忘れくちし至きあふさうりてぶよ
^{一本}つらせのたのむ程いとあひしうらうおと地のかく
せうとのたのむ程いとあひしうらうおと地のかく
さほし陰湯原巫おのくうしは修法のときと教しうり
いとあつきころをあせよあしひうしうる人くのかし
きいとせまれし後のうやいとくるしけよし強てひよ
けゆくよ色くのた物のけともあのり出ていとどうか
しりぬしおとくま多のうりうきぬはとほ心まどひて
おろしあけくうぬあまれよりあしうやうのきざみハ
たりきもくだねるもあちうあるやハあるあぶてミあ
かくこそいあれとげふさうあしり多る世めけしきを

と里くしといみしおがさるしちよりのわつうふ
あめのあしよりも志のほめのと大納言二位殿おとあ
くしき内侍のすけあどさるしきりぎ里まぬり強しり
けふもふ不心もとあくてくれなれむいとあそろし
おぼす伴誓の序てぐづうひあどうせらる諸社の神
馬新くの修強のつうひ四位五位かたをつくしを頼を
あくよすぬいをほともあしさるしおとくあさき
春日の社へ拜して馬官のらぞならる内より夏衣は
らよ着衣二所おましませど此は事をまち受え強とて
坊さぶまを強ぬほご也たうしういらうふありし

すとももー女活子ありばとまふくーきあらすーいか
ねてあふぐよむねつづれてくちをしかつゝおはるの
宿世のつぎきをそーと思しとおとーいみし
禰んと後よひつどのくづり程よすでもことありぬ言
のあせうと公相の大細言皇子誕生そやといとあふや
うふの程ふをきく人々の心ち夜のあけあらんやう也
又おとーまるとのたふすくよよろこひの涙をお
ちめるあそれあふけしきとこなる人もこーといみし
あつ比公相公基実雄大細言三人権大夫実藤大宮中細
言公持こふゆゆりの殿系うへのきぬうてつひ程ふ

寛元元年 中宮 姑子 院 産
後深草院 降誕也

百練抄 寛元元年六月二日丁未 中宮御産所祈諸社彼
進神馬是前右府氏肉々沙汰也 四日己酉源大細言具
参入完遣十三社奉幣使依御産所祈也

平家物語の佐産云々の程は中宮成りゆけ志き里よま
し〜佐産平安ありさるふすつて天下の災俗言信大小
之邪主名家くの秘法を修しける如く法皇も錦帳近く
御座多て千手院をおけ〜あそハさう水け里
参考源平盛衰記中宮御産 治承二年十一月十二日宣付
ヨリ 中宮御産ノ氣オハシマス ト言ケリ 去月廿七日ヨ
リ時々其御氣オハシケレ共取定タル御事ハ喜リケル
ニ今ハ隙ナク取頻ラセ給へトモ御産ナラスニ位殿心
若ク思給テ一條堀川房橋ニテ橋ヨリ東ノ瓜ニ車ヲ立
サセ給テ橋占ヲソ聞給フ十四五許ノ禿ナル童那ノ十

平家物語の佐産云々の程は中宮成りゆけ志き里よま
し〜佐産平安ありさるふすつて天下の災俗言信大小
之邪主名家くの秘法を修しける如く法皇も錦帳近く
御座多て千手院をおけ〜あそハさう水け里
参考源平盛衰記中宮御産 治承二年十一月十二日宣付
ヨリ 中宮御産ノ氣オハシマス ト言ケリ 去月廿七日ヨ
リ時々其御氣オハシケレ共取定タル御事ハ喜リケル
ニ今ハ隙ナク取頻ラセ給へトモ御産ナラスニ位殿心
若ク思給テ一條堀川房橋ニテ橋ヨリ東ノ瓜ニ車ヲ立
サセ給テ橋占ヲソ聞給フ十四五許ノ禿ナル童那ノ十

二人西口より東へ向て走ケルカ手ヲ担同音ニ指ハ行指
國王指八重ノ鹽路ノ波ノ岸指ト五四遍ウタヒテ指ヲ
渡東ヲ指テ飛カ如シテ失ニケリ二位殿吸給テセウト
平大細言時忠婦ニ角ト仰ラレケレハ波ノヨセ指コソ
心得候ハネトモ國王指ト侍レハ皇子ニテオハシマシ
候へシ目出夕キ御占ニコソ候へトワ合タルハ歳ニテ
塩浦ノ海ニ沈終テコソハ重ノ塩路ノ波ノ岸指モ思知
レ給ヒケレ一條彦指ト云ハ昔安倍晴明カ天文ノ測源
ヲ極テ十二神將ヲ仕ケルカ其妻職神ノ願ニ畏ケレハ
彼十二神ヲ指ノ下ニ呪シ置テ用事ノ時ハ召仕ケリ是

ニテ吉凶ノ指占ヲ尋問ハ必職神人ノ口ニ移リテ善惡
ヲ示ト申スサレハ十二人ノ童部トハ十二神將ノ化現
ナルヘシ御産イマタ成ラストテ平家ノ一門ハ申ニ及
ハス閻白以下公々殿上人祀參給ケリ法皇モ西向ノ北
ノ門ヨリ御事アリ御驗者ニハ房覺昌雲兩僧正俊亮法
印豪禪實全兩僧正ヨリ其上法皇モ内々ハ御祈有ケリ内大
臣ハ例ノ吉事ニモ惡事ニモ強ク驗給事オハシマサレ
リケレハ少日闌テ公遠引具シ參給へリ最ノトカニソ
見エ給ケル權亮少將維盛左中將清經哉希侍從資盛ト
ト遣列給へり御馬十二匹四半附テ引主ラレタリ神馬

ノ科トミエタリ砂金千兩南鑛百兩御銀七振廣蓋ニハ
テ御衣二十領相具セラレタル誠ニキラシク見
テル大治二年九月十一日待賢門院御産ノ時重科ノ者
五十三人寛宥セラレ共例トテ今度七十三人宥ラレケ
リ

玉海治業二年十一月十二日條云先是依御産御祈彼行
免物光徳朝臣及凶徒目録覽闕白闕白合凡點下給人^{十五}
光徳御別當申云此中四五人許有重犯之輩可隨重係者
闕白云於重犯之者不可被免且申可被相計者光徳朝臣
又申云須奏闕之後下知也而事已大急法皇御宮中且加

下知如何者別當所申也云々闕白云尤可然且早可被係
下也其後可奏聞者即光徳朝臣御別當異及未終云々御
産成畢

参考源平豐哀記^十中宮法産 内裏ヨリ 御使隙ナシ右中將
通親左中將泰通右少將隆房通資等ノ朝臣右兵衛佐經
仲藏人所々泉滝口等各二三返リ 馳達々々參ケリ義
暦三年ニ皇子御誕生ノ時ハ殿上人寮ノ御馬ニ召ケ
リ今度ハ車ニテリ恙ラレケルハ幡平野日吉社へ行啓
有ヘキノ由御願アリ全云法印是ヲ啓白ス凡神社ニ御
願ヲ立テル、事ハ石清水賀茂社ヨリ始テ新西宮東光

寺ニ至マテ四十一箇所佛寺ニハ東大寺興福寺ヨリ
常光院円明院七十四箇所御誦經アリ御神馬ヲ引ル、
事大神宮石傍水マテニ八社ト闕又小松内大臣御馬
ヲ進セラル父子ノ儀ナレハ然ルヘシ寛弘ニ上東門
院御産ノ時御堂闕白ノ御馬ヲ進セラレシ其例ニ相
叶ヘリ五條大細云邦綱卿ノ馬ニ匹進セラレタリシ
忠ノ至リト云ナカラ徳ノ餘リカ然ルヘカラストリ
人々傾申ケル又仁和寺守覺法親王孔雀經ノ御傳法
天台座主覺快法親王七佛藥師ノ法寺長吏圓惠法親
王金剛童子法此外諸山ノ名徳知法ノ仁ニ仰テ大法

秘法數ヲ尽サレケリ五大虚空藏六觀音一字金輪五壇
法六字訶梨帝八字文殊普賢延命大熾盛光等ニ至マテ
殘所ナシ佛所法印召レテ等身ノ七佛並五大尊ノ像造
立セラル御誦經物ニハ御劔御衣諸寺諸社ヘ進セラル
御使ハ宮ノ侍ノ中ニ有官ノ輩ヲシテ勅ム平文ノ狩衣
ニ帶劔シタル者共ノ御劔御衣ヲ始トシテ色々ノ御誦
經物ヲ捧テ東ノ對ヨリ南庭ヲ渡テ中門ヲ持ツレタル
有サマハ二、シキ見物ニテワ有ケル二位殿ト入道殿
トハツヤク物モ覺ヘ又ケニテ人ノ物申ケレ共アキレ
給テ只兔モ角モ能様ニトノミ宣フサリトモ鑑ホ著テ

馬ニ乘敵ノ陣ニ押寄テ軍ノサキヲシ給ハレニハ角ハ
ヨモ臆シ給ハシトリ上下思申ケル新大納言成親卿法
性寺執行俊寛西光法師等々靈共以物附ニ移テ様々ニ
申事トモ有テ以産ニ候テ又ト申ケレハ入道ニ位殿共
ニ弘魂ヲ溜心ヲ碎給ヘリ係ケレハ様々即死ヲ立ラレ
ケレ氏共驗ナクシテ逢ニ時刻押移ケレハ所驗者面々
ニ傍伽ノ句共アケテ我寺々ノ三宝年来所持ノ本号責
依奉ケレハ振鈴ノ声大因ニ満護摩ノ烟虚空ニアカル
惡靈邪神モ争カ障礙ヲ成ヘキナリミハシ諸傍ノ心中
推量ラレテ貴カリケルニ邪共知足ヘサリケリ法皇所

ル帳近ク長壽ラセオハシテ千手経ヲソアソハシケル
餘リノ忌サニ身ノ毛豎流ヲ流ス人モ有ケリ
玉海十一月十二日條ニ及未終又宮中馳動過於先度僧
徒加持之声殆滿虚空良久之後中宮大夫時忠出来告人
々御産成畢

日本書紀神代一書曰伊弉册尊曰愛也吾夫君言如此者
吾當猛殺汝所治國民日將千頭伊弉諾尊乃報之曰愛也
吾妹言如此言者吾則當産日將千五百頭

古事記神代伊弉那美余言愛我那勢余為如此者汝國之

人有娠乎汝所懷者必亦我子欵故鹿葦津姬念恨乃作無
戶室入居其內而誓之曰妾所娠若非天孫之胤必當盡滅
加冥天孫之胤火不能害即放火燒室始起烟末生出之兒
號火闌降命是年人等始祖也火闌比云褒姒須秦里次避熱而居生出之兒
號彥火々出見尊次生出之兒號火明命是尾張連凡三子矣
久之天津彥々火瓊々杵尊崩因葬筑紫日向可愛始也可愛此
之山陵

一書曰神吾田鹿葦津姬見皇孫曰妾孕天孫之子不可
私以生也皇孫曰雖復天神之子如何一夜使人娠乎抑
非吾之兒欵本葦闌耶姬甚以慙恨乃作無戶室而誓之

下畧

一書曰初火燄明時生兒火明命次火炎盛時生兒火進
命又曰火酸芥命次避火炎時生兒火折彥火々出見尊
凡此三子火不能害及母亦無少損時以竹刀截其兒臍
其所棄竹刀終成竹林故號彼地曰竹屋時神吾田鹿葦
津姬以卜定田號曰狹名田以其田稻釀天甜酒嘗之又
用淳浪田稻為飯嘗之

日本書紀神代彥火々出見尊憂苦甚深行吟海畔時逢塩
土老翁中畧及將歸去豐玉姬謂天孫曰妾已娠矣當產不
久妾必以風濤急峻之日出到海濱請為我作產室相待矣

彥火々出見尊已還宮中畧豐玉姬果如前期將其女弟玉
依姬直冒風波來到海邊遠臨產時請曰妾產時幸勿以看
之天孫猶不能忍竊往覘之豐玉姬方產化為龍而甚愁之
曰如有不辱我者則使海陸相通永無隔絕今既辱之將何
以結親昵之情乎乃以草裹兒棄之海邊閉海途而徑去矣
故因以名兒曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊後久之彥火々
出見尊崩葬日向高屋山上陵

一書曰豐玉姬果如其言未至謂火々出見尊曰妾今夜
當產請勿臨之火々出見尊不聽猶以楸燃火視之時豐
玉姬化為八尋大鯨鯨匍匐透地遂以見辱為恨則徑歸

海鄉留其女弟玉依姬持養兒焉所以兒名稱彥波瀲武
鸕鷀草葺不合尊者以彼海濱產屋全用鸕鷀羽為草葺
之而葺未合時兒即生焉故因以名焉

一書曰豐玉姬謂天孫曰妾已有娠也天孫之胤豈可產
於海中乎故當產時心就君處如為我造屋放海邊以相
待者是所望也故彥火々出見尊已還鄉即以鸕鷀之羽
葺為產屋葺未及合豐玉姬自取大龜將女弟玉依姬先
海來到時孕月已滿產期方急由是不待葺合徑入居焉
中畧天孫就而問曰兒名稱者當可乎對曰宜稱彥波瀲武
鸕鷀草葺不合尊言訖乃涉海去于時彥火々出見尊乃

歌之曰オキツト欽企都鄧利カモツク斬茂豆シシ句志磨爾ニ和我謂イ祿志伊茂シイ
播和素ス邏珥シ譽能ヨ據鄧ト取都母モ亦云彦火々出見尊取婦
人為乳母湯母及飯嚼湯坐凡諸部備行以奉養焉于時
權用佗姬婦以乳養皇子焉此世取乳母養兒之緣也是
後豐玉姬聞其兒端正心甚憐重欲復歸養於義不可故
遣女弟玉依姬以未養者也于時豐玉姬命寄玉依姬而
奉報歌曰阿軻アカ磨マ廼ニ比ヒ訶利播阿利カ登ト比ヒ鄧播伊珥イ耐ド
企珥キ我ガ譽贈ヨ比ヒ志シ多タ鋪フ妬ト勾ク阿利計利カ凡此贈答二首號

曰奉歌

釋日本紀八義四 豐玉姬產化為訖正書化為大鰐
正書化為大鰐

都皆申云豐玉姬者海神龍女也產之時化為本鉢之龍
正書之說尤可於化為彩之由一書之說頗以不得其意
欽 左金吾仰云化為鰐之余就方說置一書欽但海中
魚鱗雖化何物強不可有難欽
先師申云白龍之魚眼已縣祿且之蜜網龍之化魚有何
疑哉况亦崇神明之本地大日釋迦觀音地藏如此佛菩
薩之類或依和光之垂跡能化不同或隨衆生之機緣所
變非一夫然豐玉姬化龍化鰐叶義叶理者欽式一書化
為無鱗無鰐引合兩字別鰐加無字者是表產生之平安
欽

鷓鴣羽

大問云以此鳥羽膏產屋有由緒哉如何
先師申云無愷所見但廻今案鷓鴣口喉廣飲入魚又吐出
之容易之鳥也是以象產生平安令膏此羽於產屋者欵
以產屋稱鷓鴣草屋者以鷓鴣羽令膏之本緣也

同述義一子養或說並如字

私記曰問子養兩字云比太須其義如何 答師說比太
須者猶如日足也言凡人子初生之時日數最少而漸々
長養日數最稍足故謂養長其子為日足耳

產屋移りの事

東鑑九廿文曆元年六月廿六日御臺所令移御產所相州供

奉人々數輩渡御相州亭之後及子射有御產氣廷尉定負

催鳴弦役人十人參進各白直岳左近藏人 城太郎

上野七郎左衛門尉 駿河五郎左衛門尉

近江三郎兵衛尉 三浦又太郎

仔東三郎左衛門尉 葛西新左衛門尉

中條左衛門尉 和泉二郎左衛門尉

廿七日寅刻御產現死南給御加持辨僧正定豪云々御產以

後而惱乱辰刻遷化御是正治將軍姫君也

東鑑二十建久三年七月三日癸酉自今曉御臺所聊下例

諸人定恭若宮別當法眼被候護身云々

四日甲戌御產間御調度等今日調進于御產所三浦女千

葉女等差義村常秀令奉行之亦被定鳴弦役人等梶原源

太左衛門尉景季奉行之云々

八日戊寅御臺所御不例事已令復本給是只御懷孕故之由

醫師三條左近將監申之云々

十八日戊子天晴風靜御臺所渡御于名越御館所渡被然

御產所也云々

東鑑三十延應元年八月廿二日己未霽二棟御方始渡御

大倉御產所十月十七日癸丑為二棟御方御產平安御祈

彼行七座呪咀祭維範親職資宣晴貞晴平廣資範定等奉

行之廿八日甲子二棟御方御產御祈屬星祭維範朝臣奉

仕之十一月廿日乙酉己刻二棟御方御方有御產氣自

大倉移于施藥院使良基朝臣藥師堂之宅給可為御產所

云々御驗者助僧正嚴海以下皆以參集彼所鳴弦役人悉

進為兵庫頭定負奉行御祈等事有其沙汰云々

東鑑五十弘長三年十一月十七日甲午霽被因綉供養放

光佛是依尊家法印申行至御產之時連日可被奉稱養云々

同五十弘長三年十二月十七日癸亥晴戌封荏柄社前失

火余矣至塔上宮內權大捕時秀家被定即產所之處同以不
免災 廿四日庚午天晴入夜雨降今日評定眾等恭相州
亭即產所并即方違等事有其沙汰召陽陽師等被尋而
異見爰渡即之產所日可為未廿四日之由兼被定之而今
晴茂朝臣申云彼日沒日也可有憚云々業昌申云建長六
年四月廿四日丙寅沒日也大宮院入即之產所無憚云々
且勘申件例之間相論無為落居次即產所宮內權大捕家
燒失之間被點公時義政兩大夫將監亭之處晴茂申云當
閑坏八座方有其憚云々爰三河前司教隆難申云凡大臣
家以下古勘文不入此事云々次即方遠被用廿九日而業

昌申云往亡日也可有其憚云々業昌又申云非常途即方
違為產所之條如何云々仍三州令問答晴茂朝臣之處雖
申不可有憚之由相州猶許容可憚之意見給云々 廿八
日甲戌天晴即息所為即方違入即左近大夫將監公時朝
臣名越亭是依被定即產所也 廿九日乙亥天晴辰刻即
息所自名越還即午刻六波羅大夫將監室著姓常若宮僧
正加持之給云云

百練抄十寬元年四月廿一日中宮即產而調度即覽自內裏被款

畢公卿大夫相公己下五六輩著座 五月十日為即方違行

幸中宮即所即產所今出川擬畫即座敷滿上座即簾五介

間 就永保二年例 墓盤所令置破子即贖物事有共沙
如此其外所見不詳 汰 不被進之

百 練批 六宝治元年七月廿四日乙亥中宮行啓今出川亭
太政大臣亭依可為御産所也於院殿上被行同御産定

廿六日丁丑御産即調度即覽也

同 六 建長元年四月十三日甲寅大宮院御幸今出川殿依
可為産所也於院殿上有御産定

同 七 建長六年七月廿三日癸亥今夕為御方違行幸今出
川第内大臣相 己下供奉 康元元年四月六日丁卯大宮

院御産即祈大法等被始之

統世継物語 日よことせ 萬壽三の五月十九日 畧長月に

ハ中宮御うんときらえさせ給て姫宮うみ奉らせ給左

房門督加祿多 兼隆造ときこえ給しり家をそ所うぬ

やよハせさせ給へりし男宮よかましりまきぬハ口を

けきとけうぬやしなひふと心とよいとめてしりこ

りりと申あうら関え作りま世姫宮ハ後次泉院のきさ

き二條院と申しは事あり 下畧

同 八 中宮こそよりいつり多しあらしあらせ多

まひて志も月の十三日は長曆左のあし 頼ハ多うく

ら殿にいてさせ給へりしりつきのとし四月一日女所

子いゝ存らせ給て又おつ、き又のともおれ、三年
やいよまあり出させ給て丹後守由きたらぬのぬりの家
にて長暦三年八月十九日猶女宮にみなり給て同
き廿八日よらせ給てき出と一廿四あさうはしくあをれ
ある事りきまぬし下界

参考原平盛衰記 十治兼二年十二月十五日法皇中宮の所産所
六波羅、池殿、所幸ナルトアレハ建礼門院の所産屋ハ池殿トミエリ

錦囊 日本女禮式 明治廿四年七月
著 坪谷善四郎

総論 人間は礼儀の大切なること

礼ハ人間総一ての行ひの本一して若し人間は礼儀を知
らされも禽獸と異あることあき也 豈特往く言ひくとも
衆多の属也 程々人間は肖たるを 誰も去る 歎の部類を免
かれさるハ畢竟禮儀を知らされハ也 國又文明と野蠻と
の別ちあるハ亦礼儀の正しきと正しからざるに因る
若しも礼儀にして後いらされも君も多らす辰々くらん
親子の關係も夫婦の身分も毫も欠る一きものあり
た、此の如き國々如何に富に且強しと誰とも又其國の
人ハ如何に怜悧ありと誰とも之を野蠻と謂ハざるを好
する也 富きて奢るとも禮節を知らざる者ハ於沐猴の冠

を着け多るゝ如しと古昔の人ハ之を嘲けり又き矣は彼
の猴ハ其生れつき甚く怪懼として其智ハおさ^か州一人
とも勝さるものあり然れども毫も礼節を知らざる
故に到底走獸の部類多るを免れざる也故に人の善き
衣を纏ひあがり礼節を知らざるものあれを沐猴の冠を
着け多るの誚謗を下すも亦宜し也と謂へきあり而して
世ハ俄々軍限ありと、呼れ一代にして巨多の富を貯ひ
多る者ハ金銭を之しからん^と雖とも礼節を乞へけり
た爲り沐猴衣冠の誚謗を乞ふこと何ぞ慎まざる可から
ざる也之は反して名家の子孫に生れ多る者の家庭の教
育平生の修養自ら礼儀作法は含る友は其起る動作の優
美にして後令禮儀を乞ふは纏ふも心ある者ハ其敬の念を

起す是其風采は又由りしき不阿るは因るあり
まき綺羅を身は飾るも礼節を知らざるものハ人又禮
み藩よせらる禮儀を纏ふと雖とも礼節に令ふものハ人
小敬ひ多るハるしことを知らハ禮儀作法のことハ平生深
く之を學ハざるはうら^ら別けて婦人を其起る動作の最
とも人の目を注ぐものなりして若し多くの人の前は於て
人の笑ひを受ることあらハ唯も其人一人の恥辱は止ま
らす夫の名を汚るし又母の名を辱るし其の關係を
断甚く廣ろし友は器とも大切は禮儀のことを多し修め
ざるはうら^らさる也若し其の習ひ修ることあるものハ
令其外面を美潔し務め飾るもいつし其本来の素性を
顯ハさるを好す世ハ淳き川舟の流まは任るし練し

キ款ひ女ふとを逐つて金屋の裏に善ふものありし彼等
元と禮節を知らぬ故に願はれを其良人の教に泥を塗
り如き無礼無作法なる行ひをなすことあり古人の白
手は取らぬ矢張り斯く言ひ蓮花也

と實に唯其色香のこを愛てるものありんはも矢張り
花柳の巷に於て之を賤しこそ宜うれ移して單帳紅圍の
裡は善ふよこの道はへきものよありさる形也

我國の古來君子の國と叫ひき最もも礼儀正しき國を以
て稱せらる故に其一般の風俗は極めて純良優美なり
君子事へては忠よ又母を事へては孝よ兄弟よは悌よ婦
人は夫を貞操を正ししは婦人は貞淑を致し朋友よは信
を盡し僕婢よは仁を施し之ら皆は内よ在ては一家睦ま

しく外よ出ては上下共におもむ其禮儀の美也敬愛の良
俗は實に世界は冠絶して横筆を四方よ垂しよるもの
のあり然るに彼の歐羅巴亞米利加の諸國と交通を開き
てよて漸く彼國の風俗を移し來り我國固有の美りし
風を棄てて彼國の風俗よの効はんと欲し殊に我善き所
を棄て彼其の惡き所を採んと欲するの傾向あり若し今
ありて之を防ぎしんは後よ至りて大に憂くべきものあらん
と也

禮儀三百威儀三千といふ古來禮儀の數多し之を學ぶの容
易ありさること示し多るもの也而して欧米諸國の交
通開けてより其文讀し物學ふ道は大方に開け且進み多りと
りつとも其學問に専ら智育の一方に傾き德育の事ハ之

を疎そりふし殊に女子教育のことの如きは我國古來の
風俗習慣を顧りて直ちに西洋耶教國の風を倣はん
と欲し或ハ男女同權論を唱ひ或ハ女子男婢の説を述へ
唯能浮萍の風をのりて他國に卓れしる我國固有の
美しき風俗ハ地を掃めて絶え滅びんとせらるハ實に容易
ありぬこと云へき也抑も近き頃の婦人を足るは才貌
く亮かしくして學識ハ餘りあふ程うて口は英吉利
西佛蘭西の語を語り且ハ歐羅巴西米利加の書を読み
其筆を採れハ古への小孫や町繁式部の才學よも羞ぢけ
る者少しとせし然れとも其貞操を製裳帯帯も比らば
吾賢良と山田一豊の夫人よも若らううの人を求めハ或
ハ後と云ことを得ざる也洋服を被て夜會に周旋する

ことも必要也といつとも家を治め夫を助け子女を教育
するることハ殊に最とも必要ありものとな婦人の美德を
才學の卓絶あらんや里ハ温良柔順の淑徳を以て最とも
大切ありものと云へきあり

近代女學生の行ひよつきて良からぬ評判を傳ふるもの
あり是或ハ世の好事家の奸策よあてくるものある一
と雖も其女學生の平生の行ひよして毫も世人に非難
せらるへきこと無んハ風流も亦起ることを得へけんや
畢竟声ありて響あり物ありて氣ありと甘ハ願ふへき風
説の起るをハ決して女子教育の爲に脱ふへきことよあ
らざる也假令此等の風流ハ全く無根の事ありとせざるも
今日女子教育の方法ハ多く知識を養ふことを志す一と

道徳の教育ハ之を才ニハ多かれも智徳特リ進ミテ徳氣
の心々之ハ伴ハ其多ク時々としてを遠キ宵キ徳ハ懐クの
事とも耳ハ遠キ至るものとす去れども今日の女を教
育するハ先ツ其徳養の心を養ふハ其道を講ずること
甚ク肝要あり一而して徳養の心を養ふの才一として
先ツ婦人禮式の事を教るハ最も大切ありつきある去
りしことを得ば唯ハ其何人を問ハす必ズ知リて守らざる
可からざるの所の事項も亦少一とせん^{而して}其何人も知リて守ら
ざる可らざるの事項ハ少一ハ心を用ふるハ之を守ること
難キハありん往昔の人ハ之を一般の風俗として常ニ目
にも耳にも聞て知リ^得たる事あれども今や世の變化
ハ詳みて故さらし之を説くされも知らぬは至るに至り
たるものあれも先ツ此の平易にして學び易く且つ何人
よも必要あり事項を知ること最も必要にして亦其効用
も多かるべきあり

惟少ク國の紐立の遷り変り制度風俗の形ハあらんとす
るの際例ハ我國の明治維新の時の如き場合はありて
ハ人は卓くれたる所の才畧を抱くの人々々々多くの危難
を閲シ歴て遂ハ大なる功業をも成シ遂ハ其功績の爲ニ
富貴榮華を極めたるに至れるものも一として此の如き人々
世の騷々しき間は身を慮シ其性命を鴻毛よりも重んず
るの日ハ細クハ細クハ禮節を觀ること能ハざる事あり故ニ
斯る比ハ細クハ細クハ行ひを慎ミまらざる者を毫^豪儀と稱シ

酒をのこ色を好む者を英雄と呼び道幅を修め飾る者を
小人ありとして之を横弁し痛飲放歌の多礼儀を以て天
下の名士と交はるの道と思ふも當時亦ありてハ深く
之を咎む一からさる也然れとも世洛りて文学教育の
事漸く興り及ハ往日の豪傑氣性ハ之を廢して窮屈
あり儀式も之を履まさりへり然るも上流の人と
して尚舊態を改むること能く礼節を修ることを為さず
んハ上の好む所ハ下之より甚きこと天下靡然として
其風は向ハんとす往昔楚國の王細腰を好み隨へり爲
は宮中の婦人皆之を模し尚らんと欲して競りて其食を
減し之り爲り餓死しあり者も多しときけを人の上と爲
者ハ最も其節を慎みやりさるへりら若しも上下相率

めて禮節を忽し一殊は女子として男子の節を學び
豪放磊落あり行爲をさとし温良柔順の美風を失ふ如
きあらハ國の体面を汚れものと云はせりへりら君子
の國は生れ多し者ハ長く君子國の人民多し其風を存し
外國の人よきて其節を敬られたきものよてをある
禮節をまんにさる事ハ一國の品位を高くするは必要あり
のこあらハ一家の由を和合せありとも甚し大切あり
ことハ節は常に説く所の如し而して殊は婦人として礼
儀を缺くるときハ最も一家の和合を妨げ一家の不和
合ハ毒を子孫よきて流すもの也元來人間の至樂ハ一家
の和合あり然るは家々として其快樂を全くすること
を得んハ一國の安寧幸福を全くする事ハ能はる焉

そ亦其國の繁榮を^{上進}せしむることを得んや其の國家
の繁榮ハ各人の幸福を全するより成り各人の幸福ハ
一家の和合より始る而して一家の和合ハ夫婦の睦^睦しく
相愛しお助け且他の全般の家族と歡樂を偕はするも亦
さ而して夫婦及び其家族を親しむる一^め一家和合して瑞
氣霽然堂内より傳ふるの責ハ果して誰の任なるや男
ハ陽子として其性強きや女は出でて外より勤むるは道^一女
ハ陰子として其性柔なりあれも苟りて内を治むるは道^一女
ことハ洋の東西と時の古今とを問ハば異あることあり
さるあり然らば則ち内を治むるの任ハ細君の責と云ハば
百^一りらに而して能く其内を治めて其家政を齊ふるハ
礼儀を正くするより大切なるをなき也婦人よして夫よ

能く礼儀を通し平生其夫を助けて父母より事へ兄弟よりハ
親しむ朋友よりハ信義を盡くし子女ハ之を保育し僕婢ハ
之を恤し使ひ世間の交際ハ疎あらず一家の出納ハ濫
らば教育を儼し衛生を怠らば洒掃應對進退の容儀よ
了衣服飲食住居の作法ハ至るまで細うし意を注ぎて至
らざる所なく此の如くして以て其夫を輔け若し夫
の細君と爲て琴瑟の和樂を進め長してハ夫の良因と爲
つて苦樂のねねおると爲り考ひてハ夫の茶飲友交と爲
て女抱の任は尚子を侍ハ婦人の職掌ハ全く終れりと云
を切つて亦外に出づ、才を衒ひ能を闡ハをを須るす一
家の幸福ハ期せずして圓滿し良人も是は備足して是よ
其職習を勤めて怠らばんハ小くしてハ一家の繁榮を進

め大ハ一國の富強を培ハル儀を改良シ文明を進了こと
必然あり一き也婦人の礼節を正しき事ハ効績ハ實ニ世
の如シ豈ニ其勢ハ學ハさるハけんや

婦人礼節の重んぜざるハけりさること此の如シと雖も
之ハ通じたる者近來漸ク少クならんとするの傾向あるを甚
と歎く者一故ニ今古來の礼節よりして何人も守るハ亦
何人も之を勉むことを得た所の心持の概略を挙げ傍ら
西洋礼式の一斑を以て一終ク今日以後の婦人をして日
一月進ニ行く所の才學知識と伴フて優美温良の徳性
をも養ひ以て小ハ一家の幸福を進め大ハ社会の風俗を
改良シ男女も老幼も豊きも穢きも賢も不肖もあハる
て雍々熙々歟ハ歡樂をたさシめん事實ハ此書の目的也

日本禮式 出産のこと

不孝ハ三つあり後ふきを大ありとすハ古來の教
よりして若シ子あり時ハ其家の血統終て祖先傳來の
家筋を百千年の後の子孫まで傳了ること終ハさる不
至るものあり先祖ニ對して不孝と云らともあふ
かり甚道理ありハありさるる存一去ありら主婦の
中ハ子ありとも必しも主婦の惡一き心あるハ又ハ
主婦の怠惰よりして終るものとの之限るハありされ
た之を指して不孝ありと責むる事ハ指や隱微を歎
くあり一ハ終きとも人の婚姻さるるえを設けて上
ハ父母祖父母ハ心を慮め下ハ其子孫を幾百年の後

中を榮しめんとする事其重要なる目的ありを以て
平生終く心を用ゐて子の養生を勉め夫婦とゆふ其
身を健康し懐妊して嗣子を求ふことを心算く一
き也去りて夫婦交合の道をみふ里し其れを為
ふ却りて子を養ふこと能ハさるゝ如きは是れ先祖
へ對して不孝と云て可ある事一故に平生其身持を
大切し夫婦の中睦し去りて荒淫は流氷以
て子孫を繁殖せしことを心算く一其れ此事ハ婚姻
をつきて人の妻ある者の大切なる事あり其懐妊
中のこと出産の事産後の事皆の心切を各章に於て
詳に説きありすをまき也

妊娠中の心得

婦人の月經止みて二三月月通せざる時はハ妊娠の
兆ありとも時として血塊の病の爲も月經を止
せしことある有果して妊娠あるや否やを区別する
こと肝要也此時はハ醫師に就て診察を乞ふこと最も
安全なりとも婦人の往々醫師にかけし事を憚る者
あり此等の場合ハ川芎と云葉種を細末して艾
葉のせんし汁して一と配飲し一嚥く一は復の中少
しく初きて次第より動く時は是れ妊娠也若し然らざ
れば動く事あり尚ほ此他も試す法多ければも泄
る事試する時は胎児を害せしことあり慎しむる

此川芎を用了時ハ懐妊ノあらざれども胎中ノ塊ヲ多
ク惡物ハこふ下至テ疾病平愈シ日經ハ常ニ復々
ク亦其ノ懐妊ノして決シテ之を服スル由胎兒ノ害
トあること然シ

月經止ミテ二三ヶ月を過キ亦懐妊ト定見ナリハた
ト一惡寒發熱嘔氣撰食腹痛等ノ諸症起リテ慄々
ア至ルモ是普通ノことナレを警クヘリ然レモ之
を惡阻ト云テ妊娠ノ伴フテ必起ル一キ所ノ徴候
ナレモ也亦人ノヨリ至テ世等ノ知ルノ全ク起ラサ
ル所ノ人も亦キヨアラバ畢竟妊娠スル時ハ身体ノ
局部ニ種々ノ變化を起スル為ニ世等ノ徴候を生

ル至故ニ之ヲ警ク存リサスルニハ勿論ナレトモ亦
決シテ之を忽シテ攝生を怠ラヘリ然ラザらん
トハ出産ノ前後ニ怠ラヘキ障害を生シ其患ハ本人
ノミナラバ胎兒ノ健康も關係スルこと大ナレモ
假令母たりキ人ノ自體健康亦至ルモ亦胎兒ノ存
ラズ然ラザレモ流産又ハ血道等ノ難症ト羅リ終身
愈サスル至ルもの之ヲ先懐妊中ノ養生法を記ス
存シ

懐妊中ノ養生法

一 妊婦ハ精神上ノ養生を最モ大切トスルもの
ニテ常ニ精神を爽快ニ且ツ安穩ニ保チ候ルニ

立つたより又ハ不意の恐怖及び雑沓ある世務等
総て精心を撥乱するべき感初ハ妊婦は最も大なる
障害を加ふる者ふれを警めて之を避くる也

一 新鮮の空気を呼吸せしハ最も肝要也故に常に清
潔を旨とし空気の流通を自由あらしめ且つ妊娠
中の濃潤場其他人の多く集る處より立入らざり
べし

一 身体工程より運動ハ健康の身体に於ける如く
妊婦に於ても亦欠らざらざるものなりて妊娠中
小腸々血液病消化障害不眠等の患ふかゝる者あ
るハ是身体運動の欠乏より生るもの也然れども

刻しきより之を労働ハ却て障害を起す者ふれを之
を避くるなり例ハ山路を長く歩ゆ一激動する車
や馬に駕し或ハ疾く走り跳り狂ひ又ハ重荷を負
ふ等非常な疲労を起しき事業是也然れども妊婦の
日常慣れ多し職業ハ假令人の難んたる仕事とて
も之を嘗むも害あり

一 身体を屈み伸し或ハ腰部分を壓しつくる動作ハ警
めて之を避くる也

一 衣服ハ季節に従ひ適宜とすべきも腰部分及下腹ハ
大切は這高の衣履を纏ひ外寒を防禦せしむ物れ
とも胸腹及び下肢を緊かると縛るべき衣履ハ決

して用ゝらるるに

一 身体の清潔ハ健康を保つに必要ありハ勿論あり
と雖も妊娠中ハ殊に大切とす故に熱きよき
全身浴若くハ盗汗をふして軀幹及生殖器を洗
ふも脚湯ハ害あり蓋れハ裸衣或ハ蒲団ハ屢
々洗ひ清むるに

一 食料ハ用ひ慣ふるものハ其好む所に任すへきも
腹の張るへき者若くハ烈しき香料及不消化物ハ
避けて食へらるるに

一 平生より食慾の進むことあるときハ最注意して
飽食すへらるるに且又晚餐の暴食ハ固く禁すへ

一 飲料ハ汲水の清水を可とす然して熱性飲料及熱を
起さへき者ハ之を避くべし物れとも若し平生蒲
萄酒或ハ麥酒を嗜む慣れて其能く自解し適する
を覚ゆる者ハ少量を用ふも好ましく尤も多量に用
ふることハ之を戒へし其他濃厚のコーヒ及濃茶を
多く用ふるハ皆害あり

一 妊娠の初期ハ嘔氣を起すを常とす物れとも此際
決して全く食を以つ可らば又妊娠中ハ早朝空腹
の時又尚早て嘔氣を催すことあり物れ時ハ褥の
中にて飯を喫し暫し安臥して後褥を出つるに斯
く去る時ハ大抵嘔氣を起さるるに

一 胎月下記る所の吐気及腰部の痠痛若くハ眩暈甚
の痛苦ハ医者の治療を乞とも効あきこと多し故
ニ甚困難刻しきニ至らん且つ分産期近きニ阿ら
ハ分娩と共に皆治る者あれハ暫く耐忍す存し
一 妊婦ハ娠もすれば大便の通しを妨しけられ易き
ものあれとも世々便の定規の通利ハ妊婦ニ在り
て最も肝要あるものあれを宜しく調整せざるハ
つら故ニ食物及運動を改正し毎朝新鮮清浄な
る一碗の水を飲みよく熱しある菜物或ハ煮ある
菜物を適度ニ食し殊ニ毎日一椀ハ牛乳を用ふ時
ハ定規の便通を整へ且つ身汗の菜物を助る者也

於通し悪き時ハ速ニ医ニ就て治療を乞存し必素
人考ひて医業の下利を用るらん

- 一 妊娠の中期ころより小便の通利頻繁あるを常と
し然る時ハ決して外尻を厭て之を忌へらん
- 一 乳婦ハ温暖ニ保護して寒暑を避け壓迫衝撞潰等
の外害を能く禦くる
- 一 妊婦自ら産児を養ひ育せんと欲するものハ胎月
の近きある時も冷水或ハ燒酎等を以て屢々乳頭及
其周圍を洗ふ存し然る時ハ後日乳児の齒齦より由
て乳頭の摩擦することあるも損傷するの患存し
- 一 乳頭の陥没する者或ハ縮縮する者ハ拇指と示指と

とを津唾又濕し時々乳乳を牽き出さるし殊よ
初妊婦の人より往々児の乳を哺むに違せざるゆ
のあり故は妊婦中期に至るも尚且乳頭短小し
て榮育せざるものハ醫めて二本の指より口と乳
頭を牽き出して其榮育を促さし一物れとも其牽
引割しきよされハ子宮収縮を誘起するそのあそれ
あれハ宜しく注意せし
又乳頭の陥没甚しく牽き出さる術なきものハ連
りよ医士就て療法を乞はる

一 乳乳感覚異常は強く或ハ創面を生る事行らハ冷
水若くハ熱熨すて院居し之を安よしる時ハ將

来大あり障害を招く

一 妊婦の末期に至りハ醫めて身体と精神を安靜に
すること至緊要とす静り又坐して適宜の絶お
を覚むハ修月よあるも決して妨ふ

一 妊婦ハ終つて以上記する所の養生を守り俗人の
治癒法より決して依頼すべからず

一 懐妊と定り多らハつとめて房事を遠ざし
是皆婦人の懐妊し多る後生すしまたの間養生の
心得也尚ほ亦是よ其れ式の公抄を述る

懐妊して後五ヶ月めふ志ある節をいそし節と云世
常メる古法あり生縮を八尺よりして之を四りよ其こ

其夫の手より其女の右の袖へ返すせ尤も當座の禊
よとて別は絹或は木綿よても或るもあり此時よを
六尺よてよろし木綿の地ハ細き方志有りよ一安産
の後ハ其生絹の帯を禊きて産衣とすハ一其挿板ハ
肩よかふと帯をつけて其色ハ落度黄よ漆裏ハ此絹
を白あしけ存る方とすかあとも且ハ鶴と龜を云ハ
松竹ふともあしけて漆へき也生子を祈りしき衣
類を著せすと云ハ心よていよと帯を漆へき或る祈り
編へて生れよハ年若し人の右着をぬいありてきせし其子。云り男子を父の右着を用女子を
母の古着を用ひて誕生の日すてハ祈りしき衣類をき
せハあるを忌也(誕生の日)ハ暦一ヶ年目の誕生ハ
多る日を云ハ而して此間ハ木綿類を用る絹類ハ必
用おへりら

亦按此条いさしハ不書也絹を生鬼よ着せしハ
る事何の書よ出よ其や古代ハ此の俗説も又流名
の書よ書て尺高ら尺又かあとも且紋と云ハ鶴龜
の挿板ふりよ一是亦めつらしき説也肝取系と云
ハ紋ハ漆ハ傳阿里鶴龜の挿板ふりよ一云ハ此肝
取系を不知して推高の傳ふる尺一才ハ古ハ綴帯
の寸尺尺袋よ准して七尺五寸の定ふれとも此絹
をやりて産衣ハ裁絶よりよハ尺又ハ八尺五寸
よもす家阿り又白絹奉儀ふれとも縁をひを求

めて紅絹を元金セ用意する向も出来あり也

出産の心得

妊婦既ニ臨月ニ近つき多らハ豫メ産婆ニ頼みて
何時亦ても産付ル程ニ至リ一旦平生産婆の
近傍ニ居キものハ胎小固石硬炭を用意する一是也
産後ハ血暈として目のまゝことある世時ハ右の書
至多ク産の中へ炭我ハ小固石を火ニ熱して投
けし時ハ産ハ沸騰して奇異ある産ハを生ずる一
此書ハ産婦ニ噫しある時ハ其後血氣ハ復する也
さて胎内の子將さま時を得て生れ出んとする時に
ハ汚れたる水の下る也世より後の事ハ子を産む

る事あり女ハ皆経験あり有る寧ろ其人ハ強きて
関キ至方然し一き也然れとも世ハ難産の患ありハ
多くハ生音の道理を知らぬみ多きは力を用了り故
小却つて母とも甚重を害する小産するものあれハ
最も注意を要する也

凡そ妊婦ハ分娩に臨む如胎児ハねり一里する一ハ
一一陣々々ハ腹内の甚ク痛むもの也左縣のあり至
少テ痛むハ胎児の微ク動くのみして未ダ其の分
娩ハあらぬ世時力を用了り努力む時ハ其機尚ほ
早きハ有る或ハ横産として子を出一或ハ逆産として
を出さ等の患あり取より胎ハありて痛む時ハ胎ハ身のカを用へ一亦後金ハ横産逆産也とて危きさわくへ

ら尻子足を出さず事阿らハ産婆又ハ医師ノ命一ト之
を押込さるるを考一トす或ハ医師も産婆も尻らぬ時
に手足を出す事阿らハ細き針トて深さ一二分刺し
て其處ニ塩をぬり徐々ト送り込_レ逆産を押し込み
こ_レ多_ク倒さば_ハ生れ多_クとて母子とも恙なきも
の也産_レ終らハ婦ハ目をふさきて産さ_レく保き臥
し_レら_レ足_レを伸_レり_レ膝_レを屈_レめ心を強めて保養
さ_レる_レ

平産ありて後一門或ハ近隣知己の女中等甚安産を
祝さ_レる_レ産室ハ出入_レ産婦ハあ_レい_レさ_レつ_レあ_レと
する事ハ之を禁_ス一_レ殊_ニ知_スる_レ人_々の言_フ声_トして
物語さ_レる_レ事_をい_フ一_レあ_レ一_レい_レり_ハ小安産ありハ_レと_レ
平日と異なるものあれ_レ心を強_レりて後_レの害を生_ス
もの也殊_ニ産婦_ハ一_レ成_レつ_レく_レお_レ事_ハ心を強_スる_レ如_キ
ことあ_レかる_レ

産後ニ胎衣の下りさ_レる_レ事_阿ら_トき_ハ古来_ハ菰子の蒂
を黒燒_山一_レと_レ味_増汁_トて用_スる_レ又_ハ海_藻を_能く_煮
て布_トて_漉一_レみ_そけ_お和_一と_レ用_スる_レを_妙と_云ふ_レ
傳_ハ然_レれ_トも_レ此_レ事_も今日_ハの_レ医_術開_けら_レる_レ世_ハハ_レ医
師_ハ最_良の_レ方_法あ_ルる_レ
胎児の生れ_てたら_ハ産_婆ハ_先つ_手を_かけ_初声_を阿
け_ぬ前_ハ真_綿を_指さ_りて_児の_口中_ニ入れ_申ふ_レ今_も

多し汚物をぬくひ去らば若し之を拭ひさらばして
獲中へのこみさびし時ハ胎毒を存す存し或ハ其
他の諸病の根元ともふると云昔ハ産婆一人して木
足とあり二人あるへ分れて母と子をとりあつて
其外のものふれ多し婦人の手つ多しとも用ゝれと
も今ハ産婆も巧みふあきて大抵の難産もても一人
よて容易く始末を為すよ至れり

産兒の脈絡つくよハ古法あり先つ縁ハあ便ハ置く
所の十二の押桶と十二の小刀を取りよせ脈絡をハ
其十二の小刀をあて多し後ハ捨く也此時ハ古盡を
三枚を補其よ上り於ても其後十二の押桶よわうち少

し片ハのれ米浅草葉引籠等を取らる方角を撰きて
納る也脈絡をつくよ濁の小刀を用及らば竹小刀
を用へし或ハ紙よ色盡を以て咽こきるもよハ其長
さハ生兒の足のうらのうけよくらへてつく存し而
して其法ハんと思ふ寸法の所を紙縷よてきひし
縷ひて後よつき其口ハ昔ハ灸をすゑ多し其後枚系
紙をよくもみ巾口を包きて産湯をむく存し産湯ハ
新ハ井戸水を汲きて之よ加る小西より東一流り
水を汲等分よませ合て湯よ沸し用ゆるものよせ
志りしか、了事ハ涼くかくそらするも可あらん
押桶ハ倍ハ肥衣桶と稱し本式ハ十二枚の木を曲

○

けて外を白くし綯の具にて鶴龜松竹を畫く大サハ
直径六寸七寸九寸又ハ一尺一寸位寸と蓋とも小
右の寸尺也 之にその子竹小刀十二を以てす物札
とも近世ハ大抵異式を用ゐ桶一ツ竹小刀を換ふて
厭す也湯あけハ柔々ある

本綯にて換へし長さハ
五尺六寸を二ツはあり

上にて五尺寸片長小

して右端は紅にて染る

也水気の海綿又ハ綿よ

て取らる

産の時忘へき衣裳ハ

このめくくしきものむらさき 紅志月り 高ぶら

右の衣敷をきて産室へ入へりら其外けりら

き物をいむる

胞衣を細る方角と吉日とハ古昔の人の大小吟味

しあること也而して此事ハ今日も尚ほ胞衣の細方

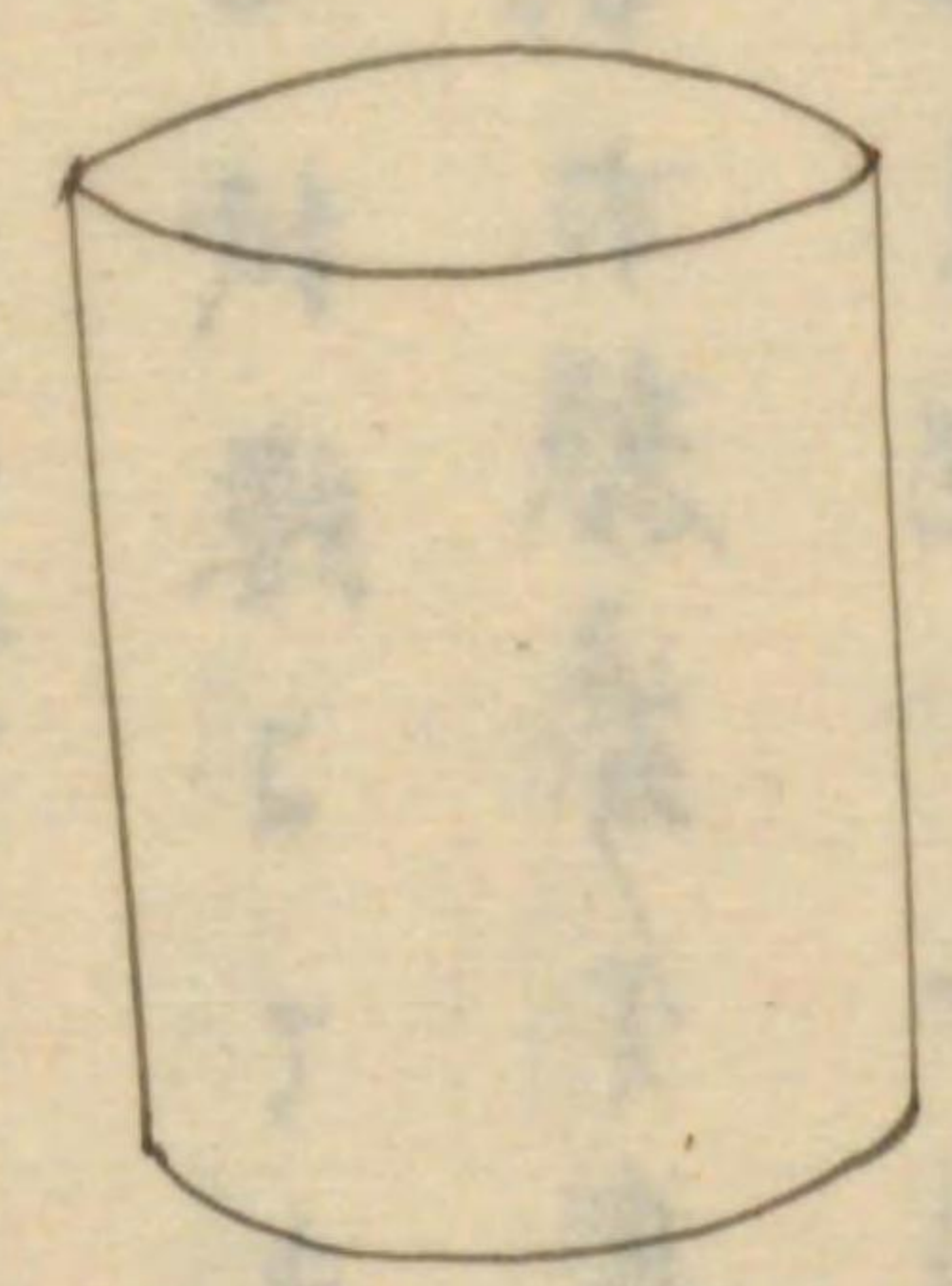
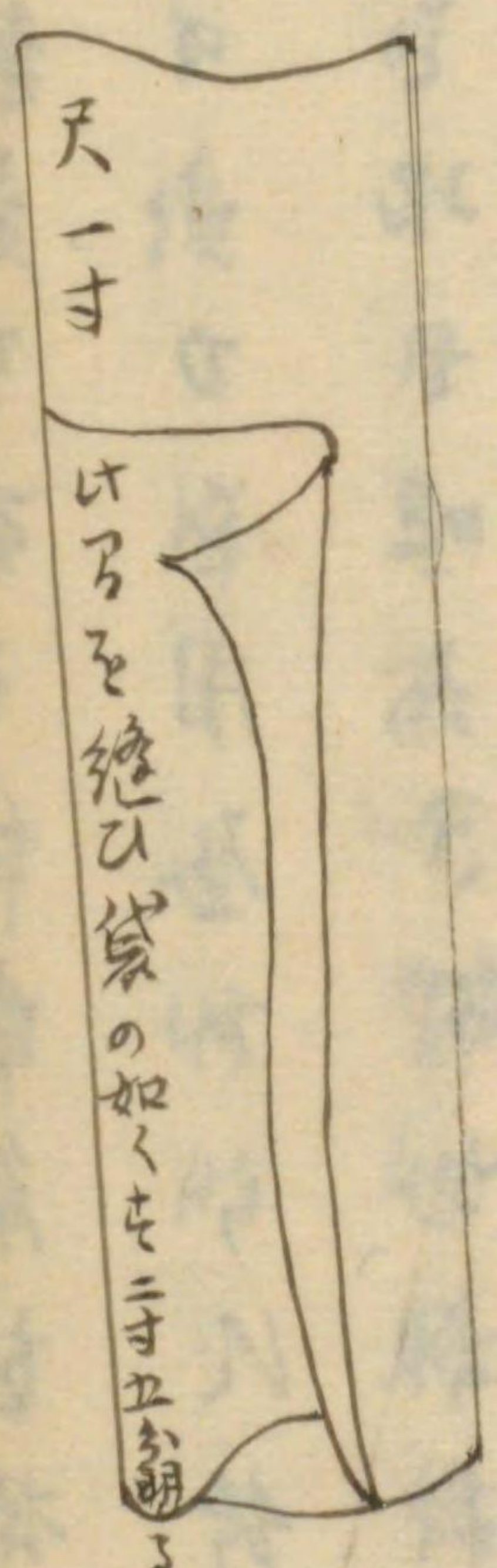
ありきりた小産児の不健康也と云者ある友は注意

すなりたも細へき方角の付 ても成亥の方(西北

の間)と為し之を埋むべきハ地中をほること七尺

しして塩水にて清めて埋る也其埋へき吉日と云ハ

陰曆の辰ハ 正月ハ亥子の日 二月ハ丑寅の日



三月ハみむまのり 四月ハ卯酉のり 五月ハ亥

酉のり 六月ハ宮卯のり 七月ハ午未のり 八月

ハ未申のり 九月ハ己亥のり 十月ハ宮申のり

十一月ハ午未のり 十二月ハ申酉のり

春ハ甲子のり 夏ハ丙午のり 秋ハ庚申のり 冬ハ壬亥

のりとするも陽曆の今りまでハ深く拘らぬもよか

る及しちり一方角ハ必成亥よとる一甲辰乙巳丙

午戊申のりハ古来深くいむり友ハ遊く一き也

生れ兒は始て乳を吸ハるるよハ生れてよ至廿四時

位を至て後ハ其及し其前ハ廿連湯とて黄蓮一匁

甘草一匁五分朱砂一匁辰砂也給具の朱ハあらんを

以て細合し多る葉を細よ色ハ乳飲の如くよ作玉湯

の中ハ振り出しく飲すむるハ生れて三日の四を

祝敷うちよを祝ふとあり且産土神を祭り天神地

祇を祭り産室を清む及し其方ハ塩水を蓋の葉よ付

けて振ちらす也此時燈明あらしと一ハ一つハを

借ふ火を一のミを借ふるを忌也且其火ハ毎ハ燧を

赤て之を改め申之世ハ産婦の祝の方より守り刀を

出さしもの也さて又産後七夜の内ハ生児の顔を隈

よ人よ赤をへりら其間ハ名を付るハ此時よハ飯

名とて祝敷およ至てあまハ名を付ることあり

産衣を着せりハ男子のたよりせ女ハ右の子

子宮を通過しむるに阻むは、結核、肺病、赤痢、梅毒、
一、胎前もよく如く、如く、胎児の熱、つよきもの、あれ、一期
を、と、さ、る、間、衣、敷、も、折、ら、し、き、を、き、せ、し、む、一、ら、ら、ん
と、聖、惠、論、と、云、書、よ、し、の、一、期、と、い、ひ、誕、生、後、滞、一、ヶ、年、あ、る

産後の心得

産婦分娩を畢りて、より、身、体、故、に、復、す、る、ま、た、の、間、を
産褥期と云、世、産褥期、は、全、く、性、理、的、の、状、態、よ、り、疾、病
よ、り、あ、ら、さ、れ、と、も、當、時、期、中、は、平、素、病、又、は、障、害、と
も、思、は、さ、る、事、の、瑣、細、あ、る、も、の、よ、り、て、も、甚、し、し、き、變、化
を、起、し、畢、生、不、治、の、病、を、醸、生、さ、る、事、あ、る、も、の、あ、れ、は、
寧、ろ、一、の、病、者、と、看、做、し、て、胎、生、を、危、す、こ、と、宜、し、か、る

世、時、期、中、よ、り、二、つ、の、大、切、あ、る、事、あ、る、即、ち、一、は、妊、娠
中、及、分、娩、中、は、變、化、あ、せ、る、身、体、の、諸、部、特、に、母、体、の、陰
部、の、殆、ど、妊、娠、前、に、後、故、さ、る、と、二、は、生、児、の、食、物、あ、る
乳、汁、の、分、泌、也、右、二、件、の、當、期、中、は、定、期、の、經、を、取、る
と、は、母、体、及、生、児、の、生、命、と、健、康、を、保、つ、為、に、實、に、重、大
の、要、件、也、と、是、臨、部、の、變、化、せ、し、位、置、形、状、の、故、態、に、後
を、よ、り、ま、て、よ、り、全、く、三、ヶ、月、の、時、日、を、要、さ、る、者、あ、れ、と
も、俗、間、の、説、よ、り、ま、く、は、分、娩、後、六、週、を、以、て、産、褥
の、期、と、せ、り、世、事、は、西、洋、諸、國、も、各、同、し、く、ら、い、故、に、取
り、慣、れ、し、職、業、あ、ら、は、劇、し、き、力、役、の、外、は、六、週、を、の、後
は、之、れ、は、物、く、事、を、好、む、し、強、き、力、役、よ、り、も、八、週、を、の

後あれハ之を存して美支あり

産褥婦ハ清潔を必用とするものありと帯下陰部の
近傍を洗ひ清く汚れ退りし着衣衣被をハ悉く取除
きて温めし新ふる着衣衣被を取換分晩の時と因極
の位重を取らしし床の上は平ららしし保せしむる
り又ハ添臥せしむる一日本ハ往々産ハ中産せし
めて平臥する事を許さざる習慣ありとも此ハ害あ
つて効あり産後少くも一週日若くハ二週日間ハ連
綿平臥し身体を安静に保らし六週乃至八週の後ハ
ありされハ編て刀役に従ハしめさるる至真ニ緊要の
事あり是れハ平臥中此臥床の身体に逼せしむる他ハ

之を換んとする時ハ看護者能く褥婦を抱きて移し
決して自ら立ちしむ可らば且此交換ハ正午前後ハ
晚方を可とす是れ此時ハ褥婦の身体頗る奮興せし
際ありハ也而して斯く侍の安静を要する所以ハ此
時期中ハ子宮の腔内膨脹し及子宮繫帯の軟柔弛緩
せると質壁の軟柔ふるる為めハ永久性の子宮特位
変化を起し易きハ故に但し身体のみありは精神の
安静ハ勿論大切ありを極めて褥室を結紮ししむる
も十四日までハ看護人の外ハ他人と交際せしむるハ
力めて精神の興奮すしきとを禁し特に心思を極ハ
さしめ或ハ驚き怖れしめ又ハ不意ハ表し悲しむる

あるふとの事おきねよ注意を

産褥室ハ可及的宏大にして常に新鮮の空気を蓄ふ
ること必要也故に室内の清潔あるべきハ毎毎
時々次室の窓戸を開きて空気を交換せしむれば
も隙隙褥婦をして直ちに冷風に遭ハしめ又室内の
湿度を試り如きをある一うらら室内ハぬる一
平等ニ楊氏十九度乃至二十度の温を保つを要す其
他室内の注意を要するべきハ煙火ハ刻しき香気を蓄
ふらうらら又光線の射照刻しきも不可なれと餘り
時中よるるも大害あり

褥婦ハ必汗を發する者なれハ感冒を誘ふこと必
要也此汗ハ自然ニ委せしきものよして決して之
を妨げ又之を促さず事ある一から之を促さず衾衣
を厚ふ一或ハ種々の熱物飲料を用ふこと往々あれ
と之夜の発汗あれハ感冒ニ罹り易く且胃を害する
者也故に褥婦の良ぬある飲料ハ清水を以て第一と
すべし也

食事は乾てハ厳密ある規則おけきと褥婦の性質よ
遠せる食品を撰ぶ可きハ当然也分曉の尚産よハ食
飲少く口渴くこと多し此際よハ冷水、炭酸水、乳汁、肉
羹汁、粥汁等を禁ふ可し又食品ハ鰯卵、米麦粥、蒸饅の
如きを禁へ食氣起るるらハ消化し易き多熟魚肉を

少々づゝ、漸々々々食せしむ殊々骨て虚弱の性變りて
強力性刺戟食料は慣習し且矢血のしめ衰弱せし痔
婦は却て有力の滋養物を禁へ苛烈性の食物不消
化及醗酵性のもの禁すし之より及して強壯活潑
の痔婦は味の食品を控ふし強て痔婦は香
味品及不消化の食品を忌しと知しし

産褥中ハ始終襦衣及陰部の布貼物を少くも一日二
回以上交換すし是れ発汗の爲め潤りひて襦衣
冷しく感冒を来すの恐れあり又惡物と唱ふる子宮
より泌出する一種の液ありて屢々取換さす此ハ腐
敗してあるべき疾病を誘起すことあり也此惡物

ハ主として血液及瘀血ふとよて漸々其色蒼くあり三四
週目の後ハ至り全く止むもの也ハ俄に不く止み
或ハ割く増すものハ恐るべき疾の兆ありと思ふす
へりら此又惡液の爲め褥床を穢すものありハ褥床
の上敷ものも日々數回取かへ可し此取換は時ハ何
れも終く乾燥せしものを用うべき也且陰部ハ毎日
二回微温湯を以て洗ふし但し産後二日より至ハ醫
及産婆の命は從ひ藥品を加へて腔内を注射するを
最良とす尿道ハ絶に注射せざる可ら此分娩後屢ハ
尿利の減ちることあり是ハ重^{オモ}は飲料の多少と発汗
其他の景況ハ關係するものありと云ふ其の尿閉は

れハ一晝夜も少くも三四回ハ蒸熱を以て取らざる可
らば然らざれば膀胱常ニ膨満して子宮の故の狀態
より復たざるを妨げ又子宮の地位を起す事多きこと
大便ハ都て褥婦の良き狀態ニ在る時ハ産後才二
日に至るまでハ通下せざるもよし多くハ産後三四
日通下ふきを常とすれとも才三日に至つても於秘
結セハ産後或ハ急よ乞て睡く通下を取可し但し身
八日以内ハ便通の時褥婦を起立せしめ以て殊ニ他
に至りて大便を為さしむるハ惡し必以て臥床中にて
為さしむるをよしとす才八日後ハ褥床を離れ日々
數回室内を運動せしめりて害あけれと運動後ハ直

腰は床を離るる

腰に杖かけ或ハ楷杖を昇降するハ宜しからば其他健康

亦ハ褥婦の室外に出て或ハ戶外に遊歩す一きと否とハ
四季の天気及住居の状況より里て異あるものなれとも平
産に任む者ハ才九日より温暖にして快晴ある日ハ戶外に
出ると好あり二階三階等もあるものハ才十四日後に至ら
ざれば昇降するを好む冬寒あれば三週間より六週間の温
りある室に居らしめ戶外に出ざるをよしとす但し下等社
會にして常ニ寒に慣れしものハ幾分々之より早むる事を
好し一總て烈しき身体を動りす事業と房事とハ三ヶ月の
間ハ禁止する方完全の健康を保つに於て最も必要也とす
流産或ハ早産をハ些細の事と看做すハ婦人一般の慣習に
て多くハ他人に告ることをさへ為さず又自身の注意も甚く

慢慢ありり如し是れよく候まさり可らば流産若くハ早産
せし婦人の従前の健康は緩きり或は矢張り産褥婦の回
一の経過を取らざる可らば時ハ流産ハ其原因多く子宮
病は根柢するものあり之ハ療養を力めざる時ハ漸次
重症は陥り不測の害を惹起すことありとせばヨシ一層
重を加へざるも病状の依然存在すること勿論ありを次
回の妊娠も亦流産する可らば然らざればハ不妊婦に陥り幸ハ
免る可らば

幼て健康あり児母ハ其職弊ハ皆之を主宰せしむる
をよしとす児母其児を養育せしむるの理由ハ此れハ
必以乳を授けしむ可し凡そ児母ハ其授乳ハ由て 許多
の子宮病を免れ且見母の自ら授乳ヨリ養育せしむるハ乳

母の授乳せしむる児又ハ牛乳を用ひし者と比べれば一歳中
よて死する者甚く稀也加之児母の哺乳ハ多く産褥の初日
よ於て後腰痛を棄脱すの原因よりして此後腰痛の起る者ハ
子宮の故然ハ慢きり機を促す也児母の自ら其児を哺乳せ
しむる利益の主なるものハ蓋し職として之に由る而して
乳既ハ己ハ妊娠中に強く突出増大し児の容易く乳を哺乳
得るに達する者也其乳汁も己ハ準備せられ早く己ハ分娩
中ハ乳線内ハ蓄ふる事屢ハあれども大抵ハ産褥の才二日
或ハ三日より始り始て充分の分泌を起す此時乳線頗る脹れ
上りて痛を起すも乳汁の分泌も亦從て全く消散さ
るなる故ハ生児ハ哺乳せしむるに餘々多けきを乳汁の分
泌強よ速よ起り且其分量も増えしむる可らば児母疾患ハ

罹り或ハ甚ク虚弱ふる々又ハ實際乳汁の莫見ニ通せざ
る時ハ之を與ふ可らば其他乳汁不足及び乳頭陥没或
ハ乳頭ニ創傷ある時ハ授乳をへりり

妊婦ハ授乳せざる間ハ常ニ乳房の上膊及体の上部ハ温
クハ保護して乳汁の分泌を促さへり妊婦ハ分娩後三四
時乃至六時若クハ十二時を經て乳を搾り(但し始め一週
中ハ見母臥して肘を支へ乳を與ふ)却てよろ
シ乳児を以て乳房ニ慣れしむる爲め左右の乳房を交
シ合ましむ折リハ能ク乳頭を指し出し乳児の口ニ含
ませ次ニ乳房の上部を壓す可し是ハ乳汁の流出を促
し一ハ乳児を以て哺乳する間ニ鼻孔より自由ニ呼吸せし
むる爲也授乳後ハ毎ニ水を以て乳頭を洗淨さす授乳前ニ菜

又ハ糖漿劑を
了ハ後ニ禁食
又産後十二時

を授るも尚ほ乳汁分泌せざる時ハ牛乳ニ等分の温湯ニ
和せ少シ乳糖を加へて与ふ可し
哺乳乳児の乳を哺乳期ハ母健全ニして妊娠せし見つ完全
栄養を欲する時ハ八ヶ月とも此時より乳母を外せし
め児の側を遠く居し是漸次ニ長き時間を隔てて授乳せ
しむる爲めりて十ヶ月よりして全く乳を止むるハ授乳を
了間常ニハ月経を足し乳の後ハ乳線の腫脹も漸ク
減り分泌も亦止んで乳線再び萎縮し四週乃至六週を經
て正規の月経ニ復する者也但し授乳時ニ月経を足すもの
亦少しとせば然きとも通常見母及び小児ニ毫も害を足
すれを放て乳せざるもより去りありら月経の再発前
ニ母の再び妊娠することあり世際ニハ必以授乳を廢す

○生児の母自ら授乳
さうよ初て禁す
さゆのたのめ

乳一又小児上下の切歯全く生せハ(満十ヶ月の後)固より
換乳を廢さへ一數月乳を延引さるハ不可也又乳を
与時ハ乳既の甚しく腫れることあり世時ハ油を塗り
縁を包みて之を支へ淡薄の食物を食し日々大便の通利
を促りさハ忽ち消散さへ一乳房若し乳汁を盈して緊か
まると漲るも尚は授乳をへうらさる時ハ於てハ綿花にて
覆ひさく支へて纏ひ結ぶる

一 児のく乳を吸めて乳汁の全く飲ませし時
二 乳房異形よりして乳頭小よ且つ沈陥みて児の之を哺
み能ハさるとき

三 急性の諸病
四 痛風、梅毒、塊血病、結核、骨、癌、乳癌、骨軟化症、疥癬、癩

癩及精神病の註しは


五 児母の全身衰弱せし時


六 食後

七 標生不良あり或ハ非常ニ精神を費し又ハ七情の感
動甚しき時編つて世帯の場合ハ自ら乳を授けばして
乳母は孰かあるり又ハ牛乳を用ひし物れとも多く
の小児の育ち方よつきて之を試し了るに母の腸胃あり
乳よりよみて養われ多し小児最も健康ニ乳母の乳よて育
てられ多しものハ之よつぎ牛乳よて育てられ多し者ハ
亦其つぎ也而して牛乳をも用ひば乳母もつけば母の
乳の不潔あるまゝに煉り粉あづいて米の飲を煉る多し
液亦ハ飲あづいて育つる小児ハ最も弱く少くは疾病よ

羅札と並ち又折さるゝこと阿呈故に由見ハ乳不足不
からしむるにあり

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 乳不足 and 阿呈）





111
4
344

